

1. 議事日程

(平成19年第2回安芸高田市議会6月定例会第4日目)

平成19年6月14日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番	金行哲昭	14番	杉原洋
-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長 児玉更太郎 副市長 増元正信

副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	平下和夫
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	益田博志	消防長	竹川信明
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永井初男	会計管理者	立田昭男
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	清水勝
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	田口茂利	総務課長	高杉和義
財政課長	沖野文雄		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。  
ただいまの出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
13番 金行哲昭君、14番 杉原洋君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
14番 杉原洋君。

○杉原議員

議長。  
改めましておはようございます。

14番、新政会の杉原洋でございます。通告に基づきまして、畜産振興についてお尋ねをいたします。

本市の基幹産業は、言うまでもなく農林畜産業でございます。そうした中で、市は市独自の振興策を打ち出されて、基幹産業の活性化を図ろうとされておりますことに、一定の評価をいたしますとともに、敬意を表するものであります。既にご承知のように、昨日の質問にもありましたが地球温暖化防止策として、バイオ燃料が生産をされて来ておる中でございます。そうした中で、トウモロコシを原料とした、バイオエタノール燃料を生産するという局面を迎えております。5月13日の日本農業新聞の報道によりますと、米国シカゴでガソリン代替燃料として、エタノール需要が急拡大していることを受けて、飼料原料であるトウモロコシの全生産量のうち、エタノール用に振り向けられる比率が、昨年度が14%、今年度が20%、そして来年度が27%と、急ピッチでウエイトが増しておるといふ報道であります。家畜の飼料になるトウモロコシなどの配合飼料の国際価格は、1月以降前年同比の2倍近くで、推移してるそうであります。輸入先の米国でトウモロコシから製造されるバイオ燃料の需要が、増えたためだとしております。そうした中で、今後飼料の急激な高騰が懸念されるわけであります。畜産振興産地の維持拡大、後継者の育成を図っていく上には、自給自足の原理で足腰の強い畜産経営を目指すには、自給飼料の増産が必要不可欠と思うものであります。

当局におかれましては、早急に休耕、農地、水田、裏作等に、牧草、麦等の作付けを奨励をされまして、自給飼料の増産に努められること

が急務と思うものであります。

次に、平成19年度新規事業として取り入れておられます、和牛産地化規模拡大推進事業補助金概要がこのほど示されましたが、助成要件が5つ挙がっております中で、全然該当しないもの、そして金額が半額のものがありますが、このようにされた根拠が示しできるものなら、示していただきたいと思っております。

以上市長の所見をお伺いするものであります。

○松浦議長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの杉原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、飼料の増産奨励についてのお尋ねでございますが、昨今の飼料を取り巻く状況は、米国の自動車燃料需要拡大を受け、昨年秋以降、トウモロコシの価格が急激に上昇しておるのが実態でございます。今後、中国などの大量な穀物の買い付けが起これば、価格の高騰はさらに進むものと思われ、畜産農家への影響が懸念されております。

一方、中山間地では、耕作放棄地が増えているという現状があり、畜産における自給飼料生産の場として、活用がご指摘のように求められております。

こうした中で、安芸高田市におきましては、広島県水田農業推進協議会の耕畜連携水田活用対策事業を活用いたしまして、甲田地域における飼料稲の生産、また遊休農地の解消と、飼料軽減を目的とした水田放牧事業の取り組みを進めております。今年度は、農業法人3法人、桑田の庄、援農甲立ファーム、於手保夢農場21、さらに1営農集団、用地営農集団でございますが、これで計画をしております。さらには国庫補助事業でございます強い農業づくり支援事業を活用した、未利用資源である稲わらと堆肥の交換を行う、耕畜連携事業での機械装備など、自給飼料の増産体制を推進しておるところでございます。

今後、さらに耕畜連携を推進するとともに、畜産農家共同作業組織の育成を図るなど、自給飼料増産の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、和牛産地化規模拡大推進事業についてのお尋ねでございますが、これまで予算委員会等でもご説明させていただいているところではございます。また、この事業は安芸高田市和牛改良組合とも協議を重ねて取り組んだ事業でございます。

繁殖牛導入に要する経費に対しまして、事業期間中、これ3年間でございますが、集中的に支援することにより、和牛の増頭を目指す事業でございます。和牛農家のみならず、和牛繁殖を新規に取り組む酪農家、法人などへの支援事業でもあるわけでございます。この事業をきっかけとして、和牛繁殖農家数の拡大にもつながる起爆剤的の事業になればと考えております。

農家の皆さんが利用しやすく、増頭につながる支援事業として、有

効に活用いただけるよう、関係団体とも推進に努力をしておるところでございます。

なお、詳細についてはまたご質問がございましたら、担当部長の方からご報告をしていきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

14番 杉原洋君。

○杉原議員

14番。自給飼料の詳細については、前向きな取り組みをしていくという答弁をいただいたわけでありましたが、ご承知のようにえさが高騰を今しはなえたんですよね。しはなえておる中で上昇しとると。いう中で、まだまだこれが上がってくるという予想がつくわけでありましてね。そうした中で危惧をするわけでありまして、私は私なりな専門知識だと思っておりますが、このままだったらですね、和牛乳牛にかかわらずですね、生産者の意欲が減退してくるというふうに思うんですね。肥育の場合だったらですね、えさがこれだけ高くなると引き合いが、今でも利益が薄いのに、とてもこれでは引き合いが合わない赤字が出るという中でですね、肥育農家が減ってくるというような思いがいたしております。同時に減ればですね、生産農家も減ってくるという思いがする中でですね、やっぱり飼料を基盤というものをですね、しっかりしたものを持って、経営に望むのが一番すごいというのがあるわけでありまして。昔から牛づくりとは草づくりであるということがですね、うたわれておるわけでありまして。これを契機にですね、さらに地元の安心安全な飼料を確保していくことと、生産費のしっくしていくということですね、進めていって畜産の振興に図られたいというものであります。

耕畜連携で、いろいろ個人にはいろんな税を上げておられますが、法人もまだ取り組んで年月もまだ浅いわけでありましてね。余り目に見えておらんというのが実情であります。もう少しですね、法人もさることながらですが、個人もおるわけでありまして。そうした中で本当に頼られる指導をですね、進めていってもらいたいという思いであります。

2番目のですね、産地化規模拡大推進事業を進めておられます中で、これは予算委員会でも聞いておりますが、産地の維持と増頭でやっていこうという目的なんです、改良もされる増頭もやっていこうという中で、これが自家保留というのがある中でですね、対象としないのがあるんですね、市場から購入したものは対象とする。これは増頭ということについちゃあ、買うたんも増頭、それから置いたのも増頭に間違いなあんですね、現場じゃあ、そういうふうに私らとらまえています。何で自家保留のものへは出さずにそして今度ですね、これは更新一回切りという分ですよ。更新一回切りこれは5つの要件があるんですが、いろいろあるわけですね。更新一回切りには出さんのんですね。自

家保留でない。それから今度自家保留だったら10万円が5万円になるんですね。これはおかしい思うんですが、これは放り込んでいかれん思うんですが、出さんいうのは放り込んでいかにやあいけん思うんですね。そういう中でですね、改良組合と詰めた、言いなざるがどこまで詰められたんかということをしてですね、この場じゃあもうてもええけ一聞かせてもらいたい。

真のですね、助成事業がきしゃつとできるものでないと、意味がなあ思うんですね、出すもんと出さんもんとそりゃあ、非常に差別言うてええか不公平と言うてええか、そのようにとらまえますよね。そこらをねどのようにして整理をされたんか、お尋ねするものであります。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 特に今議会でもいろいろ論議になりました、飼料用の作物がエタノールにまわるために、飼料が非常に高騰するという、これはもう今後大きな世界的なこれは問題であるわけでございます。

もう1点は中国がだんだん所得が上がってくると、今まで穀物を食べよったんが肉を食べるようになると、そうすると肉1キロを生産するには8キロの穀物がいるという。結局これは穀物の不足を来すと、こういうような状況は、今後も世界的には私は続くものと思います。

そういう意味で、特に畜産農家に飼料の自給をお願いしたいというのは、国も我々も同じことでございます。特に転作等については、牧草とか麦とかそういうものについては、特別に転作の単価を高くして誘導策もやっておると、こういうような状況でございますので、そこらを今後とも十分我々も徹底をしてお願いをしたいというように思います。

この増頭の問題、和牛産地化規模拡大推進事業の問題については、ご指摘のようにいろいろ課題があるようでございますが、これは和牛改良組合とも十分協議を詰めてやったようでございますので、そこらの具体的な問題については、担当部長の方から報告をしていきたいと思っております。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長 2つ目のご質問の和牛の増頭の単市制度の件でございます。

自家保留が対象になっていない、あるいは単価のばらつきがあるというご指摘でございます。

この制度につきましては、これまでもご説明をさせていただいております。基本的には現在の和牛の市内の実態から見ますと、10年前に比べますと、かなりの飼育農家の減少ということで、農家数がかかなり減少してきていると、このままいきますとご指摘のように、いわゆる高田牛が消滅をしていくというような状況が、目の前に来て

いるという状況でございます。そういったところで市としましてもこの維持と拡大に取り組んでいきたいということで、新たな制度として創設をさせていただいたものでございます。内容的にはいろいろと県の振興協議会でありますとか、といったところの制度等も調整をしながら内容の検討をさせていただいて、制度を立ち上げたものでございます。金額的な部分につきましてもそういった、他の制度等の調整も取りながら金額についても定めをさせていただいたということであり

ます。いずれにしましても3年間という期限の中で、取り組みをしていきたいということでございます。農業全般におきましても県国の方でいいますと、法人化あるいは大規模農家認定農業者であるとかというような形の、特定をされた農業者への制度化が進んでおります。和牛関係におきましても、国県の制度もそういった方向に流れているということでございます。そこらの制度との整合性をとりながら、このたびの単市の制度を創設したということでございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

14番 杉原洋君。

○杉原議員

担当部長の説明を聞きましてですね、いろいろ酪農家から指導を受けてしておられるいうように思います、言うて話されるんですが、振興協議会の例も取り入れた言われるんですね。振興協議会はですね、わしもよう知っとりますが、やっぱり今の市場を通せ、市場を通せ言うわけですね、そりゃあ市場を通さにゃあいけんものは通さにゃあいけんのです。保留いうのはね、中核農家がやるんですね、そこらは現場をよう知っとしてやんなさるんかいうところを、もう一つ問うてみにゃあいけん思うんですね。

それで中核農家はですね、改良いうようなのは、県の先生やいろいろな先生方がおられますがね、それを大事にしてやられる方もおられますよ、自分でどんどんどんどんね、情報を収集して、とにかく市場で高値で販売できるものをみんな持つとるんですね。血統のええものを。そうした中でそれを残していくというノウハウを持つとるんですみんな。それで残して増やしていくという意欲を持つとる者へね、それじゃあ半分でええとかやらんでええとか、誰が決めたんですか、こがあなことを。わしやあ、あがあにい思いますよ、もちいと現場をよう知ってね、やってもらわにゃあいけん。そして全農はとにかく、全農を通して全農のいわゆる手数料というのをね、完全にこりゃあ思うとるんですよ。わしはまあ知っるとこじゃあ。それであこを通せ通せ言うんですよ、そりゃあ通さにゃあいけんものは通しやあええんです。通さんでなるものもおるんですね。そこらは部長として、課長さんたちにどがあにい指導しておんなさるんか。現場を知っとなさ

らにゃあいけんでしょう、こがあなところをね、知っと思ってんだと思うんですよね。ほんまにね、数少ない貴重な畜産を振興させていこう思うなら、そこまでよう知っと思ってやんなさらにゃあね、貴重な市民税をね使うのにね、そがあな使い方じゃあ納得できんいうのがあるけ一、今日私ここで問うんですよ。そこらはどうです。それで飼料のことについても、市長さんは答弁書で、あのおならまあええいうて私は納得するんですが、実際はですよ、実際はそれが行っちゃおらんのですよね。担当部局が指導しとってんが。それをほんま本気でやってもらわにゃあ、高田の和牛は消滅します。ということをお願いするんです。それをまあ念頭に入れて、今後畜産の振興に努めてもらいたいということをお願いすると同時に今の助成事業について、ああいうことをぴしゃっと整理してしとんなさるかいうことをね、それでほいじゃあ、こがあしてやっていって不足が出るか出んかいうことがね、請負いなさるか。関係者はやっぱり言いますよそりゃあ。あが一なところをね、出んようにするんがええけ一思うて私は言うんですよ。終わります。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

飼料の増産体制のご質問ですが、先ほど市長の方からご答弁申し上げましたように、いろいろな事業制度を活用しながら、現在取り組みをさせてきていただいております。具体的には先ほどありましたように、年数的にはまだ浅そうございますが、飼料稲の生産、甲田町の地域に限ったものの生産になっておりますが、現在これが15ヘクタール前後を経営をいただいております。それから水田放牧につきましても、単市の制度等を活用していただきながら、今年4地区で取り組みをしていただくということも計画をいただいております。こういった事業も年々拡大を図りながらですね、取り組みをしていきたいと思っておりますし、また市長の方からもご答弁申し上げましたように、転作関係で産地づくり交付金においても飼料増産に向けた、交付金の方も制度化をさせていただいております。こういったところも積極的にですね、取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それから単市制度の内容でございます。内容につきましては、現場の方も十分熟知した上で関係団体であります、改良組合の方とも内容的にも協議をさせていただいた上で、制度を創設をさせていただいたものでございます。3年間という期限でございます。今年度この内容で取り組みをしていきたいというふうに考えております。先ほどご指摘がありましたように、1年間の成果を踏まえた上でですね、また内容の不十分なところがございましたら、その時点でのまた検討ということも必要になってこようと思っております。より有効的に制度を活用できるような内容が必要だろうと思っておりますので、その点については、また1年間の実績を踏まえた上で検討させていただきたいと、いうふうに



考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で杉原洋君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

19番、日本共産党の岡田正信です。さきに通告いたしました2点について、市長にお伺いいたします。

1点目は、産業廃棄物処理場の建設が行われようとしていることについてでございます。これは行政の方もご存知と思いますが、吉田の相合、印内地区に産業廃棄物処理場の建設の動きが、今年のさかのぼってみれば、去年の秋ごろからちょこちょこ耳にしとったんですが、具体的に資料を持って地元へ説明したというのが、5月の日付で出とるわけです。産廃については、ご承知のとおり、法律がたびたび変わりました、私の記憶ではですね、最近で1970年からは5、6回ぐらい、その環境アセスメントという方も含めてですね、5、6回変わつとるんですよ。その中でですね、基本的にはその事業者が、私ここへ通告に書いとりますけども、企業なり事業者が自分が生んだごみが廃物は、みずからが業者が始末するというのが基本だと、このように思うわけです。動きの件と今のその廃物、ごみを業者の責任であるかどうかという点について、まずお尋ねするところでありまして。

2つ目は、先日の6月のあきたかた広報でも去年の災害の教訓ということが述べられておりますが、昔は忘れたごろに災害はやって来る言うが、今は忘れる間もな一ぐらい大雨が降りよる。この間もそういう状況も起きましたし、災害は出ませんでしたが大雨は降りまして、今去年の災害の復旧工事があらゆるとこで行われておりますが、私どもにもらった資料の中でもですね、一番早く河川工事がですね、河川工事が一番早く済むのが7月の終わりごろに続けてあると思うんです。遅いになりますと、9月にずれ込むと、仕方ないですね、規模的に大きいこまいもあるわけですが、そこでですね、このあきたかた広報では、いろんな小さい災害は花を飾るものを並べてみたり、いろんなことで、ちょっとした水の増水を防げるようなことを載っておりますけども、私は一級河川を含めてですね、市の河川もつぶさには知りませんが、全部調査する間がありませんが、小さい川は市の河川、県の河川も随分あると思うんです。そこでこの竹や、アシを除去するのにですね、一級河川とか県河川は当然管理する、県なり国が行うべくことでございますから、この点については、市長の方から強く申し入れると、これが災害の水害の原因になることが往々にしてありますので、その点を伺うのと小さい川についてはですね、災害後の2戸以上で共同で土砂を取り除いた分は、単町費でみるということがありましたけども、単市でみるということがありましたが、その雑草の除去やらところによっては、やっぱし小さい川でも木が生えとります。こ

ういう河川の清掃を呼びかけて、ほいじゃあ、住民が全部それで出てやるかということは、これは請けあわれませんが、やったところについては、そこの雑草なりごみの焼却あるいは運搬に市がどのようにかかわっていくか、考えておられるかまた考える気があるのか、そういう地元のものが小さいことをやったときに、どうされるのか。たいそうなごみが出たときには、持っていくところもないんですから、その点を回収に市が携わってくれるかどうか伺うところでございます。

小さいことにつきましては、また自席によって再質問させていただきます。以上2点をお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

吉田町の相合、印内地区に持ち上がっております、産業廃棄物の処理場建設の計画について、その状況について、地元住民の方から聞き取り調査をしておるか、というようなお話でございます。

この内容は、今年の4月の下旬に最終処分場の建設計画を持っている事業者が、印内地区で事業説明会を行った情報が入っております。印内地区ではすぐ、この件の責任者と役員を決め、地域の中で協議の結果、反対することを決定し、その旨を事業者に伝えたということでございました。しかしご指摘のように5月13日には、その事業者の系列会社と思われる者が、地元役員に対し再度、建設計画への同意を求める申し入れを行ったようでございます。地元では5月20日に集まりを持ち、改めて反対の意思を確認したと聞いております。

市としましては、地元の意思を尊重すると同時に、今後とも状況を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、事業活動により生じた廃棄物の処理は、第一義的には排出事業者の責務であると法律にうたわれており、このことは私たちもよく認識をしておるわけでございます。

この産業廃棄物の問題については、この地域以外にも、先般も八千代町の関係者からも、反対の陳情を受けておるわけでございますが、山形の千代田から八千代へ抜ける県道のほとりに、場所は千代田分なんですが、水は全部八千代へ流れてくると、こういうことで大変その関係者もですね、困っておられると。あそこには私も現地行ってみました、もう既に反対の看板がたくさん立っております。そういう中で、最終的には許可権限というのは県が持つておると、こういうことでですね、我々も県の方へその地元反対の意思は十分伝えていきたいと、我々の考えとしてですね、伝えていきたいと、このように考えておりますし、この印内地区の問題についても、これは最近説明をしたようではありますが、前から随分業者が転々と変わってですね、私はもう10年ぐらい前からこの話は聞かせてもらっておるわけではありますが、反対という看板はまだ印内には、どうも1本も見つけないわ

けでございますが、やはり住民としてもそういう見える意思表示をまず、されるのがいいんじゃないだろうか、こういうような気持ちもするわけですが、これ我々が言うわけにいかないので、やっぱり住民の作業でどのようにされるかと。千代田にその計画されとる分についても、そのような反対看板は千代田分の人がされたようではありますが、八千代としても何らかのやっぱり意思表示をせにゃあいけんのじゃないだろうか、このようなお話もしたようなところでございまして、今後とも我々も情報を十分つかんでいきたいと、このように考えておりまして、住民の意向も県の方へ十分伝えていきたいとこのように考えております。

次に、河川の清掃の問題でございますが、ご質問のように大雨による災害防止のため、雑木等の伐採による河川清掃によって、通水阻害の緩和策が取られるのは、我々も同様に望んでおるところでございます。

先の議会においても同様な質問がございまして、答弁をさせていただいたわけですが、特に昨年の9月の台風13号関連の豪雨は、市内各所で大きな被害をもたらし、現在、復旧に向け全力を傾けておるところでございます。また、今からの梅雨時期を控え大雨災害に備えるため、万全の体制で臨んでおる必要があると考えております。

ご質問の河川内の雑木の除去等については、大きい河川については、三次河川国道事務所に要望を行っておりますが、国としても早期にやりたいものと、優先度としてどうしても、後回しになっているのが現状であるとのことでございます。しかしながら、何らかの対応も必要であると考えており、今後検討していきたいと考えております。

市としても、今後とも雑木の除去等の河川清掃を初め河川整備につぎまして、継続的に強く要望をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

小河川での作業で出たごみをどうするのかということですが、これはまた担当の方からも、ちょっと説明をしていきたいと思っておりますが、一斉清掃等が出たごみについては、市が責任を持って処分をしておるといような状況もございまして、あるいはこれもそういうものに該当するのかなという気持ちもしますが、もう1年中ここ刈ったけーこれ持って逃げーとか、いろいろ言われるとまた課題が出ますし、実態はそれぞれの家の前へ関係のところは、自分たちで実質にやっておられるいうのも、随分たくさんあるわけでございます。しかし、江の川のような大きなところについては、これはもう建設省がやっていくということで、建設省とも問い合わせをして、今協議をしておりますが、随分江の川の中にも、もうシカが住んだりですね、大きな木が生えたりするような状況があります。現在のところ建設省の話聞いてみますと、木を切って取る制度もあるのはあるんじゃないが、ちょっと予算のつきが悪いんだと、それよりか新しくこの河川の自然再

生事業というのがあるんだそうです。これは、もう去年から安芸高田市でも吉田町の一部で、要するに川を昔の河原のように再生をすると、いう事業であります。その事業で取り組んだら、川が昔のように河原にずっと戻していくという事業でございますので、木も一緒に切らにゃあいけんと、こういう問題もありますので、建設省の方は、簸川の合流点、八千代のですね、土師ダムの下、あつから甲田境までは、重点的にこの事業を取り入れて、去年1カ所やってくれましたが、取り入れて河川の環境整備をやっていきたいということで、本年度も1カ所ぐらい計画をしとってくれると思いますが、順次そういうような事業も取り入れて、河川の環境整備を図っていきたいというように考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまの河川の関係の小河川についてのご答弁をさせていただきますが、今市長の方からもございましたように、いわゆる大きい河川はそういうような国県での対応でございますが、小河川いわゆる普通河川は市が管理、しかも普通河川でも砂防河川になっているのは、以前は県がある程度みてくれておりましたが、今年の災害以降、本来は普通河川は市がみるんだという前提で、大変あの多くの費用をつぎ込んで、河川の土砂を除去をさせていただいているのが現状でございます。そういう中で何点かご質問がございましたが、非常に大量に草とかごみが出た場合は、どうするかということでございますが、普通河川でも、かなり規模が大きくてとても地元の方で対応できない、というのにつきましては、ある程度市の方も予算の範囲の中で、ある程度検討させていただく必要があるかと思いますが、それらについても現状等の把握もまださせていただく必要があろうかと思っております。

それと草とかごみの処分につきましては、基本的には先ほどございましたように、ごみ等については一斉清掃のときに集めていただいたものは、市の方で処理をさせていただくと。ただ草等につきましては、非常に大量に出た場合、現在では地域でやはりそれなりの地域で、処分といいますか整理をしていただいておりますので、これを全部市の方でということになりますと、費用的な問題あるいは処分先問題等がありますので、今後研究等をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

産廃については、市長の方から反対の看板を立った方がいいという、それは地元の人も準備しとりますが、問題はこの産業廃棄物の最終処理建設計画で基本的には、市長の話では反対ということが聞かれたん

でいいんですが、この事業を興す企業というのは、ナショナルがここへ建設しますというようなもんとは全く違う、水面下でずっと動く体質がこれまでにずっとあったわけですね。法律が変わって暴力団を排除すると、いうことがうたわれたということはですね、それまでは暴力団が関係しとった処理場建設がものすごくあったということですね。で、新しいところでは所沢の汚染によって、農産物が全く出荷できんようになったということも、ま、随分なりますけど年数は古うなりますけども、新しいときでそうぼこぼこ起きておりますね。それからその後、そういう問題が法律改正されて出てきたと。ただこの場合でも10年前から言われましたけど、甲田町時代に1度起きたんですよ。その当時は南西工業というのがね、今でもあそこへ事務所の看板はかけとります。私調べたらその会社ないんよね、私の調べたところでは。ただ可部の県の出先機関である可部の事務所の方へは、まだ南西工業が届けとるという形で残っておる。で今の新しいこれS I Uいう会社なんですけど、これはその窓口として可部に行ったけども、その印内地区は、前の企業南西工業が届けをしとるから、受け付けられんというような態度なんですね、県の認可業務いうても、ですから市長が言われたように、地元のもんが反対を表明したけども、やっぱり世間的にアピール出さなきゃあ、ちょっとやそつとでこの辞めようか、というような企業の体質ではないということも私わかりました。本社はこれ兵庫県なんです。兵庫県にありまして、確かにS I Uというのが三木市にあります。で、私はあそこへ行く暇もありませんから、友達に調べてもらいましたけども、表面上はやっぱり立派な企業のような格好をしとるんです。で、人物的にははいじゃあ暴力団に関係あるかどうか、今私もそれを調査しようなんですけど、とても申請するときには暴力団が後ろにおります、というような文章は書かんですから、認可業務になりませんから、出んでしょうが、その点は私の方が調査いたしますが、行政の方もやはりそこまで入れるかどうかは別にしましても、目を光らせていただきたいというように思うわけでございます。

それに地権者も随分変わっております。で、これ個人のプライバシーになるということで、なかなか本市ではわかりかねるということで、法務局まで私行きましたけども、随分変わるとるんです。ですから全部の番地でとりませんから一部とりましたけども、つい16年に登記が変わるとるんですね。ですからもともとの資源開発株式会社というのが吉田にありましたが、そこから端を発して10数年、大方20年近くなりますね、初めから言いますと。それがなくなって地権者がずんずん変わるとるということからみても、やっぱり水面下で動く体制があるということ念頭に置いていただいて、調査をしていただきたいと思うわけでありまして。

それから河川の問題ではですね、私は災害が起きるまでの仕事ですから、災害が起きたら莫大な金がかかるということで、それ地元の皆

さんも少々のごみはみなしてやりよるんですよ。ただ今印内の話をしようりましたが、印内の現地行ってみますとですね、山から出た小さい川がですね、災害には適用にならないが、もう木がかざったどうなんなつとると、で個人で、あそこへすぐに行け一いてもあれへ流れるものは3軒くらいしかありませんから、3軒が一緒にやって、そのごみのたまった分でも除けた場合ですよ、木なら焼けますけどいろんなことをやったときに、そういうのを市が持って逃げてくれるかという、土砂ですよ、そういうようなのを持って逃げてもらえるかどうかということやら、印内だけじゃないです。やっぱし八千代にしましても小さい本当に小さい溝があって、人家が数件しかないようなところの人が、あれがごみが詰まって大雨が降ったら、人家にぼこっと影響するということなところが、つぶさに全部調査しとりませんけども、ああいう場合に限ってですね、災害事前防止の作業をしたときのごみとか、石とか空き缶とか、いろんな燃やせないようなものを、市が一般清掃と同じように扱って、持って逃げるだけ持って逃げてもらえるかと、いうことをお聞きしたわけでありまして。ただ大きな川はですね、やっぱし今の企業もあると建設省もあるといいますが、私が河川局へ行って言うよりは、市長が行った方が効き目が全然違うと思うんですよ。ただ予算の関係じゃなんじゃあ言いますけども、災害がこのどれだけその立ち木によって、簡単にいえば、うちの本村川の合流地点は、ものすごい生えとりますから智徳橋のところ、あそこで水の流れが悪くなると、本村川が水位が上がると状況が全然変わってくるわけですね。それで同じ雨が降ってもそこで水害の規模が大きくなるというところが、あらゆるとこあると思うんですよ。吉田でいえばこの間、樋門が遅れてなりましたような小山から出てくる水とか、いろんなとこが小さい水の放流の問題で、この大きい川が流れが悪くなると、どよむということがありますんで、県の河川、国の河川に対しては、強く要望していただきたいということを再度お伺いいたします。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

大きい河川と小河川の問題が、それぞれやはり対応が違ってくると、いうように思うわけですが、大きい河川についてはそれぞれ県、それから建設省と協議しながら、来月になりましたらそこらの関連でですね、それぞれ中国地方建設局、また本省の方へも陳情に行くようにしておりますし、これは三次の河川国道事務所とも十分協議をしていかなと、行っても末端が知らんというようじゃ困りますんで、そこらの協議をしてほしいじゃあ、今年はこれとこれとこれを重点に陳情するからそこらの段取りをしてくれい、というところを今、三次と詰めておるところでございます。具体的には国道が冠水する、甲田町と三次境のあのパチンコ屋があるところの方ですが、あそこは一部堤防が最後に切れたところがあるわけでございます。そこらは建設省と

しても十分状況を知っておりますので、重点的などころから一つやるから、そこらも本省へ十分要望を出しといてくれいと、こういうようなことでありますが、ご指摘の小河川をどうするかという問題もあるわけでございます、これを小河川まで全部市が面倒を見るとするのは、財政的に非常に厳しい状況でございますので、住民の皆さんのご協力を得ながら、どうしても住民で対応できんような場合は、我々としては考えていきたいとこのように考えております。

産廃の問題につきましては、我々としてもその地域の住民の皆さんがこれはいけんと反対されるものについては、我々はそういう意向を十分県との協議の中で、意向を伝えていきたいとこのように考えております。

○松浦議長 以上で再質問の答弁を終わります。  
再々質問ありますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員 河川の問題ではパチンコの裏じゃあ言われよったんですが、多分あの今井谷川の出たところが建設省用地買収、この間消防署に迷惑かけた、あの火災が起きました、あの地域のことだろうと思います。それは国の方の関係の河川、地域河川ですが、出口が江の川の一級河川ですからそのことだろうと思うんですが、それはそれといたしまして最後にお尋ねしますが、この先ほど言いました行政の方もパンフレットはお持ちでしょうか。あのS I U株式会社が地元の説明会したものは、これは持つってんですか、最後にお尋ねいたします。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。  
市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長 先ほどご質問ありました資料ですけども、S I U株式会社の資料は持っております。  
以上です。

○松浦議長 以上で岡田正信君の質問を終わります。  
ここで11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時59分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告があるので発言を許します。

3番 田中常洋君。

○田中議員 議長。

政友会、田中常洋です。さきの通告に基づき、私は女性職員の機会均等について、児玉市長にお伺いいたします。

我が国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置

づけています。これに伴い、男女雇用機会均等法並びに労働基準法の一部改正に伴い、男女差別をなくし、職場で男女は平等に能力を発揮できると定めてあります。

当市では、安芸高田市男女共同参画推進懇話会の坂東素子会長からの提言書により、昨年3月に安芸高田市男女共同参画プランを作成しました。その計画書の冒頭のあいさつに市長は、男女共同参画社会の実現は、住民と行政の協働のまちづくりを進める本市の将来像、人輝く・安芸高田の実現に欠かせない要件であると、児玉市長は述べておられます。

こうした中、合併時女性の福祉保健部長が誕生しましたが、早期に退職され、その後部長、次長、主幹は女性不在となり、課長はわずか2名です。こうした現状をどうとらえ、行財政改革に伴う機構改革の取り組みについて、市長の見解を伺うところでございます。

以上です。

○松浦議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいまの田中議員のご質問にお答えをいたします。

男女共同参画社会の実現のため、男女を問わずその能力を最大限に活用し、今日の少子高齢化・社会経済の成熟化などに対応し豊かで活力ある社会を構築していくことは、最重要課題の一つでございます。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎をなすものであり、女性職員の採用・登用の拡大に率先して取り組んでいく必要があります。

本年3月に策定された、ご指摘の安芸高田市男女共同参画プランの中では、政策・方針決定の場へ女性が参画することを積極的に推進することとしております。

さて、本市における現状でございますが、現在、いわゆる課長級以上の女性管理職は3名でございます。管理職員に占める女性の割合は、約4.6%となっております。

今後におきましては、男女共同参画プランに基づき、女性職員の採用・登用・職域の拡大及び、能力開発等の取り組みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問ございますか。

3番 田中常洋君。

○田中議員 市長がおっしゃられるように現実を見るとですね、現に目の前には執行部全員がすべて男性であります。じゃあ執行部の方からこちらを見ていただくと、女性議員は一人ということでございます。これが現実でございます。行政・執行部・議会も男性社会ではないわけでございます。だから策定した男女共同参画プランを実践しなくてはならないということでございます。



このプランの重点事業の中にですね、定数制の導入という重点項目がございます。審議会や各委員会に定数制を設けて女性を2分の1、5割は女性にしていこうということを積極的に取り込んでいこうということで、これは確かに現在、実践していただいております。といいますのも今回募集してもらっております、市の総合文化保健福祉施設の愛称募集については、選考委員さん12名中6名が女性、そして市の花・市の木の選考委員さん11名中5名が女性の方ということで、この辺は考えていただいております。

その次の重点施策に行政における男女共同参画率先事業という項目がございます。この事業では行政が率先して女性職員を登用、職域拡大能力開発などにその具体化を計画的に進めていくと示してあるわけです。また地方公務員法には、女子職員も法の平等のもとに責任が課せられ、職務専念義務に従って男女差別なく、執務に従事していかなければならないと、地公法であるわけでございます。自分も努力次第でその地位が保障されているという自覚を持ち、常に自分を磨いていくという公務員の理念だと思います。

こうした中、市長は男女雇用機会均等法の主旨のもとに、有能な女子職員を能力にふさわしい地位を与えるということについて、市長の見解を再度伺いたします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

本年の3月に策定をいたしました、ご指摘の安芸高田市男女共同参画プランの中でも女性の登用を積極的と、いうようにうたわれておるわけでございます。我々としても現在職員を100人減までは採用しないという方針を貫いておりますので、なかなか女性の新規採用というのは、もうちょっと時間がかかるのではなかろうかと、このように思うわけでございますし、適材適所で適任者がおれば、新しい女性の管理職もぜひとも登用していきたいと、いう気持ちは持つておるわけでございますが、今回の機構改革のグループ制の中でですね、どうしても管理職そのものが減っていくと、こういうような状況もあるわけでございます。我々としても大変苦慮しておるところでございます。したがって、特に各種委員会審議会についてはご指摘のように、この市の花等の審議会あるいは、文化ホールの愛称の審議会等も女性を約半分委員さんに任用をお願いをしておると、こういうことで、そういう各種委員会については、できるだけ女性の皆さんのご意見を聞くように、今後とも努力をしていきたいと思っておりますし、あの職員の採用は控えるとは言いながら、法に基づく障害者の雇用率というのがあるんですが、これはまだクリアしてない、で関係のところからですね、これだけはクリアせいといういろいろご指摘もあるわけでございますが、本年一人は障害者の採用をしていきたいと、このように、一人採用してもまだ県国が指摘される率には達せんわけでございますが、そ

ういう努力を今しておるところでございますが、これについてはできれば女性を採用していきたいとこのように考えておるところであります。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

ないようでございます。

以上で田中常洋君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 入本和男君。

○入 本 議 員

議長。

15番あきの会、入本和男でございます。通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

今回の私の主旨は、執行部の方に見てもらってもわかるように、課題とすれば小さいかもしれませんが、市長答弁に議員さんの中で厳しい財政と、という言葉がないときはなかったと、私は思っとるわけでございます。その厳しい財政を市民は一番今、懸念をされとる時期ではなかろうかと思えます。例えば今回の職員の減給、並びに議会、ましてや特別職等の減給をしましたが、全くその目的の見えない減給であって、何のために何をするために減給をしたのか、市民にも伝わってないし、ただ数字を下げただけであって、目的が見えない。やはり今後の財政のシミュレーションをする上におきましては、目的というものが、投資費が見えて管理費が見えて、云々という場合にですね、その数字で物事をしていかないと、わかりにくいのではなかろうかと思えます。よって私はこのたび、一人並びに1円というものに、ウェイトを置いております。一人が何ができるか、1円で何ができるか。それなら非常にわかりやすく市民並びに行政に携わっとる人もですね、この財政の厳しい折に、チャレンジすることができるのではなかろうかと思っております。財政が厳しければ、サービスが低下するという問題も起きますけど、そこは今年のキャッチコピーであります、心というものを市長さんは訴えておられます。その点を生かされれば心が豊かになればですね、活力が生まれてくるのではなかろうかと思えます。よって、ここに7つの項目を挙げておりますけど、すべて数字というものが絡んでくるのではなかろうかと思えます。

集会所の指定管理による経費もですね、管理指定度によることによつての経費減額額はいくらになるか、またそれによる活性化はどのようになるかというのが、この主旨でございます。

また2番目の公的施設を支所が現在空設になつとる中でですね、統合することによつて、次に出とります光熱費等の削減は1円を考えれば、当然効果が出てくる。

4番目の職員及び報酬、その他の削減計画は、先ほど15日の資料に総務の方が出しとられる中を見れば、削減項目がありますけど、本

来の削減はですね、人員計画等は施策でやるものであって、自然減ではなかろうかと思えます。そうすることによってですね、1年定年を早めることによって、残りの1年は嘱託にすることによつたら、経費の削減はどうできる。例えば逆にいえば職員だけでなく、議会の方の報酬はですね、日本全国で一番市で少ない金額は8万9千円という報酬がデータの上にあります。それなら議会も8万9千円でいこうやと、いう気持ちでも別に、私は問題はないと思うわけでございます。それほどやはり将来のシミュレーションをした場合には、目的が見えた場合は、市民も行政も当然議会もですね、協力をするのが本来の姿ではなかろうかと思えます。そういう意味でその削減計画が出とりますけど、その削減計画は自然減を含めて2億でなくて、将来人員並びに金額について、どのような形で取り組みをして、その19年度の実施計画書の中にはですね、数字が非常に載ってないんですね。だから非常にわかりにくい。やはり今後は数字を出すことによって、非常にわかりやすいのではないかと思ひまして、聞くわけでございます。

公設の駐車料金についてもそうでございますけど、今回職員がですね、駐車料を納めることによって540万と、無駄な駐車料金でございます。と申しますのも、これを35年間在職中に払うとすれば、1億8千万ぐらいの金になるんです。これは借地料として消えて市の財産にもならないし、よく我々で言えば、どぶに捨てたお金と同じでございます。職員がせっかく協力してもですね、借り上げという中で消えていくというお金。また市の財産に駐車する人までがですね、そういうことをしなきゃいけないと、非常に納得できない。ま、納得されとるわけですからいいと思ひますけど、そういう形ですね、駐車料というものはいかなもんかと。そうすれば公設の駐車料金の人もですね、中には払ってない人がおられます。現在の財政を気にされたら、わずか300円でも自主的にポストに入れたり、取次店に持ってったり、今駐車場の自動のできますけど、そのあたりもわずかなことでございますけど、伺うわけでございます。

次の医療費の削減対策でございますけど、これも医療費が高齢者になるとかさむかさむと言ひますけど、やっぱり高齢者の産業または健康づくりを病院と一体化しての対応はというのは、よい医者は日常生活のアドバイスをして、健康維持させるのがよい医師と、先日テレビ報道でやっとなされました。やはりこれは、私もあえて愛煙家として言えないことでございますけど、たばこを吸う人の、者はたしかにたばこのケースには、妊婦並びに肺がんとか脳梗塞とか書いてありますけど、実際に統計的なものとかそういう具体的なものの示したものが、行政が資料または病院が資料を持つとればですね、そういうものを受付に渡してですね、医療費の削減、そして日常をお茶を1杯飲むことが、血流のよくなることですよ。とかいうそういうアドバイス、日常生活のアドバイスすることによって、病院にかかる率が少なくなるとも聞

いとります。また高齢者産業につきましても、産業を興すことによって、医療費が減ったという実例も既に新聞報道とかまちづくりの中で、出とるわけでございまして、そこらを考えるとただ医療費が高齢社会になってかさむのではなくて、防護という中では、プール等がありましたので、そのアクセスを考えるとかしてですね、その健康づくり21というものがですね、もう少し市民に本当につくったものでなくて、市民の第1歩を踏み出せる勇気のある行動の環境をつくることも、大切ではなかろうかというふうに思っています。

次の滞納金でございますけど、私も新政会代表の川角議員と同等の文章になつとることに、私はあの最大会派の会長が思うのと一緒であったということ、喜んでおるわけでございますけど、喜ぶのはいいんですけど内容の問題でございます。答弁におきましてもですね、非常に寂しい問題があります。簡単に7億と言われますけど、7億あったら何ができるか。7億のために市民の公平性が欠けてるとかと、そのあたりを考えると、努力しても成果がないものは能力がない。我々は議会を4年後には、選挙で落ちるのが能力がないから落ちるだけであって、成果のないものは去らなくてはならない。副市長という肩書きの中のトップの人がですよ、理由を述べればいくらでもあります。まさか安芸高田市には、市の職員並びに臨時職員が滞納しとる人はいないと思いますが、他の市におきましては、市長みずから滞納未収金を集金したところ、市の職員がおって、即全納したという話も先日ありました。これだけの公平性な金額は、未収であるということは毎日とは言いませんけど、曜日を決めて集金に回収に歩くのが、トップの責任ではないでしょうか。理屈を並べればいくらでもあります。しかしながら、滞納未収金は、減免された以外の人に滞納未収金がおるわけですよ。コミュニティ・プラントというのがありますが、ここは100%。現にこの資料を見ると、コミュニティ・プラントも現に今度は未収金が出てくる可能性も出てきます。払わなくても済むという、7億もあると。100%できるものがないところに、取り組む姿勢の弱さがあると思うんです。これが企業なら赤字じゃなくて、黒字倒産ですね。売掛金が多くて未回収で倒産すると、お金がないから倒産するという。親方日の丸と言われるのは、ここらあたりではなかろうかと思うんです。数字は出せますけど、実績のないまだ監査の指摘等に対して、どのような行動をしてですね。もう少し、危機感というものがこの数字に表れているのではなかろうかと思うわけでございます。

次に投資計画とうたっておりますけど、これについては、あえて私は申しませんが、やはり人口構造の上において、このローリングの中に3万5千というものが、まだローリングをかけて3万人にするとか、3万3千にするとか。安芸高田市の人口については、うたっておりませんが、やはり人口構造というものは、行政並びに商売人にとって

も非常に大切な問題であります。さきに若い奥さんに話を聞くことがありまして、聞いたところ、固定的に払うものは決まっていますが何とかできるけど、医療費というものは、高学年になるほど事故したりけがをする率が高いと。医療費負担が一番心配ですという、声も聞きました。やはり子育て支援、若者定住の中にもですね、やはりこのあたりは安芸高田市としてですね、独自性を出すそのために削減をして、そのために給料を減額して、やるという一つの方法もあるんではなかろうかというふうに思っております。若者定住計画もですね、学校が閉鎖になるという隣市では、振興会が子育ての子どもさんのおられる住宅を建てて学校を守ったと、まさに川根でございますね。我が市でもやっておられますし、他の市でもやっておられます。ぜひこの方に投資されたらどうでしょうかというものでございます。

また産業の育成では、安芸高田市ブランド商品の計画は、というんでございますけど、やはり産業が振興会で興すとか、企業とか、頑張らないと活力はないと思います。そういう意味で安芸高田市、物か人か、そういう一つのブランド品の計画があるのか何うものでございます。

観光計画も先輩議員が伺っておられますので、私もあえては申しませんけど、やはり観光というものは流動人口が増えるということは、やはり地域の人また業者の人が潤うわけでございます。そういう意味を含めまして、その進捗状況を伺うものでございます。

たばこを買うにしても、市外に出るときには、市内でたばこを買って出る。そういう心がけた人もおられます。先日、私も水道の蛇口のある1カ所ちょっと絞ってみました。残念ながらあくる日来てみると、もとに戻りました。水道の蛇口一つにしても、公共施設で何か所あるでしょうか。確かにインフルエンザの関係で、手洗いは必要ですけど、水の出る量を1円というものを頭に置けば、節約できるのではないのでしょうか。光熱費、ガス云々等がありますけど、そういうものは既に一覧表にしてまとめておられると思いますけど、今後そういう形の中で、どれだけの目標額を持つとられるのか、伺うものでございます。

よって私は、一人また1円というものは、頭を置いた今回の一般質問でございます。

答弁による再質問があった場合は、自席にて行わせていただきます。ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○松 浦 議 長

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただいまの入本議員の質問にお答えをします。

まず、集会所の指定管理経費の予定額というご質問でございます、集会所の管理につきましては、明木議員、金行議員のご質問にもお答えをしたところでございます。現在、基幹集会所が37、地区集会所が95ございます。このうち、特に地区集会所を見直す中で、単独の

集会所や行政区のみが専属的に使用されているものについては、地域小規模集会所として位置づけ、原則、地元への移管を進めさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。また、引き続き市が管理する基幹集会所等についても、地域コミュニティの増進のため、できるだけ身近な地域振興会などの組織が、指定管理者になって管理運営を行っていただきたいと、このように考えております。

指定管理者制度につきましては、市の公の施設の管理を代行していただくものでございますので、増改築や大規模改善などは市が行いますが、経常経費などについては委託料として市が指定管理者へ交付し、この内から指定管理者が賄っていただくのが原則になろうかと思っております。

今後、委託料の算出が課題となりますが、地元と市の費用負担については、公平で適正なものであるべきと考えております。

いずれにしても、集会所管理区分の再編整理とあわせて統一基準を設定して、お示しをしていきたいと考えております。

次に、公的施設の支所への統合計画についてというお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、支所周辺にはいろいろな公的施設や公的な事業所がございます。これを支所に統合することで、支所機能の充実が図られると同時に、地域の拠点性が高まることにより、市民のみなさんの利便性が向上すると考えます。また、一体的な管理により、維持管理経費の節減にもつながる可能性がございます。

これらのことを踏まえ、今年度、支所周辺の公的な施設等の実態を把握するとともに、関係機関のご意見もいただきながら、今後の利活用について検討することにしております。

次に光熱費の削減計画でございますが、お尋ねのとおり光熱費の削減につきましては、行政改革推進実施計画に基づき、取り組みを行っておるところでございます。

とりわけ電気代の節減につきましては、昼休み中の消灯、クールビズの奨励、定時退庁の励行等小さな取り組みを継続して行っております。今後におきましても職員の意識改革を喚起するとともに、節減に努めていきたいと考えております。

次に、職員給与及び他の報酬の削減計画についてのお尋ねでございます。

いわゆる人件費の総額は、平成17年度の決算額が44億1,200万円で、平成16年度の決算額に対し2億4,300万円の減額になっております。そのうち、職員給与費だけで見ますと、本年度の一般会計当初予算額が約38億5,800万円でございますので、昨年に比べますと約2億4,400万円の減額になったこととなります。

このことは、職員数において、合併以降、消防職を除き、欠員に対して補充をしていないということが大きな要因といえると思っております。

今後とも極力新規採用を控え、職員数の適正化を図り、人件費の総

額を抑制していきたいと考えております。

また非常勤職員等の報酬につきましては、各部局に多岐にわたる職種がございますから、まずは実態を把握すると同時に、適正な配置に努める必要があると考え、さらに報酬の額や支給形態についても、近隣他市や市内事業所の動向を踏まえ、検討を加えてまいりたいと思います。

次に、駐車場料金は適切に収納できておるかというご質問でございます。現在、安芸高田市には駐車場は向原駅、吉田口駅、甲立駅に182区画を持っております。この内吉田口駅前駐車場及び甲立駅前駐車場の一部を、地元で管理委託を行っておるところでございます。

向原駅及び甲立駅のパーク・アンド・ライド駐車場は、市の直営で管理し、平成18年度の月決め利用及び一時利用の使用料金収入は、240万1,917円となっております。年々増加の傾向にあります。

ただ課題として、地元で管理されている甲立駅前駐車場については、一時利用の料金徴収がほとんどされていない状況にあることや、甲立駅前及び向原駅前送迎用駐車場が無料であることにより、これらの駐車場が慢性的に占有された状況にあることから、料金支払い契約者などとの間に不公平感が生じておるのが実態でございます。このような状況を整理するため、向原駅及び甲立駅周辺駐車場の全体について、利用者区分の見直し変更を行うとともに、一時利用者用に自動発券機を設置することにより、利用者の利便性の向上と行政事務の簡素化、料金未納者への不公平感の払拭と利用料金の適切な徴収に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の自動発券機の設置事業にあわせ、この間の課題でございました甲立駅前駐車場、向原駅前駐車場の料金を統一してまいりたいと考えております。

次に医療費の削減対策についてでございます。とりわけ、医療費適正化のための医療制度改革関連法案が昨年6月に可決、国で可決成立し、新たな後期の75歳以上の高齢者医療制度の創設や、すべての医療保険者に予防健診や保健指導が義務づけられたことは、依然として歯止めがかからない医療費の削減を、市町村国保など各医療保険者の責務として位置づけたものであり、今後、医療費削減の取り組みは非常に重要な課題であります。

本市としても、特に生活習慣病といわれる疾病により医療機関への受診をしている方が、全体の約6割を占めておりますことから、特にこの生活習慣病予防対策に力を傾注することは重要な課題であると認識しております。

今年度も、昨年度同様、各種健康づくり事業を実施することとしておりますが、とりわけプール健康教室につきましては、実施回数を大幅に拡充したところでございます。また新規事業としては、メタボリック症候群に該当する160名程度の方を対象に約6カ月間にわたり、

個別健康プログラムによる国保ヘルスアップ教室も予定しておりますが、こうした事業等の実施に当たりましては、吉田病院などとの医療機関にも情報提供を行い、病院の人間ドック等における該当者への、周知についても連携してまいりたいと考えておるところでございます。いわゆる高齢者産業といわれる取り組みでございますが、元気な高齢者の皆さんが、健康維持と生きがい活動につながる働く場の提供の一つの例といたしましても、産直市の活用等があらうと思えます。ふれあい産直市を中心に、各市内各施設を関係団体でありますJA広島北部と連携して、引き続き生産体制等の支援を行うように考えております。

次に、滞納金や未収金への対応は、専門部署が必要ではとのお尋ねでございます。

昨日の川角議員のご質問にもお答えをいたしました。税に限らず、滞納金や未収金への対応は、公平性を保つと同時に、歳入を確保する上で、大変重要な課題として認識しております。そのため、市全体の取り組みとして、滞納整理対策本部を設置し、各部、支所間の連絡、調整を行いながら徴収事務の向上を図ってまいったところでございます。しかし、滞納繰越額は微増ではございますが、年々増加しているのが実態でございます。徴収体制につきましては、合併以来3年間の取り組みの中から、課題と成果が見えており、職員が減少する中でも、さらに徴収事務の向上を図るため、10月の機構改革に向けて、今後の体制がどうあるべきかを、現場の部署と協議を重ねてまいりたいと思えます。

次に、子育て支援対策としての医療費公費負担を、小学校6年までに延長してはどうかというお尋ねでございますが、この乳幼児医療公費負担制度は、県の助成制度として各市町が県の条例準則に沿って、実施しているところでございます。基本的には就学前までの乳幼児が支給対象になっております。本市といたしましても、昨年、子育て支援対策の観点から、所得の制限についてはこれを撤廃したところでございます。子育て支援の趣旨は十分理解ができますが、ご案内のように非常に厳しい財政環境にありますので、制度の拡充については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、若者定住計画で若者住宅の拡大計画についてのお尋ねでございます。ご指摘の若者住宅の拡大計画につきましては、現在実施しております。人口減少が顕著な地域におきます若者定住住宅の建設に続く、若者定住に関する住宅施策であると考えております。このことにつきましては、今年度予算計上させていただいております若者定住団地整備計画の作成の中で、今後、検討してまいりたいと思えます。

基本的には、一昨年、昨年と2カ年で実施してまいりました甲田町寿住宅と向原町小丸子住宅の跡地を、若者定住に向けた宅地供給のために、再整備したいと考えておるところでございます。また、貸付・



譲渡に関しますソフト面での整備につきましても、関係部署で協議の上、若者が定住しやすい環境をつくってまいりたいと考えております。

次に、安芸高田市ブランド商品の計画についてのお尋ねでございます。市内では、米や野菜、和牛、地域特産品など、それぞれ特色ある農畜産物の生産・販売が行われております。酒米やもち米など組織的な産地強化の取り組みが行われているもの、また、こだわり米や青ネギ、その他野菜での県や市の特別栽培農産物認証制度を活用した農産物の生産、和牛の生産履歴システムの導入など、それぞれの分野で特徴的な生産販売を行っているものの、全体とした安芸高田ブランドイメージというものは確立していないのが現状でございます。

今後とも努力をしてみたいと思います。

○松浦議長

観光計画が一つ落ちとるんじゃないんですか。市長。

○児玉市長

失礼しました。最後に、観光計画の進捗状況についてのお尋ねでございますが、さきの赤川議員さんのご質問で答弁をさせていただいたところでございますが、今年度、観光アドバイザーの派遣事業の採択を受けまして、昨年度からネットワーク化に向けて協議をいただいているところでございます。観光事業者の集いと連絡をして、取り組みをさらに充実してまいりたいと考えておるところでございます。

今年度中にも、方向性のまとめをしていただき、来年度からの観光振興に取り組みができますような、体制づくりをしてみたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

この際13時まで休憩といたします。

したがいまして再質問は、会議再開後お受けいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問を求めます。

入本君。

○入本議員

はい。答弁に対して、再質問をさせていただきます。

歳出の方の指定管理者制度の件でございますけど、これも同僚議員が言われて大体のことは私も理解したつもりでございます。しかしながら私が聞いとるのは、目標効果の中に書いてありますように、サービスの向上と経費節減と、うとうておるわけですよ。本来の指定管理する場合、その経費縮減ということになりますと、当然その指定管理にするというのが、今回の市長の目玉でもありましたように、どの程度の経費を節減するかという目標額がないのに、ただするするというのはいかなもんかなと、そのあたりについて指定管理者にすることによってですね、サービスを向上させて、なおかつ経費削減すると

というのが本来の形だろうと思うんです。と申しますのも補助金に対しては、2割という形で1割ずつ2年計画でされました。これは数字が明確に出ておりました。しかしながら、今回の指定管理者の経費の削減についてはですね、全くですね、このたびの資料見てもですね、削減額が載ってないということは、目標があってないように思うわけなんです。これにはかなりの関係部署がかかわるとるわけで、ないのが建設がないというたらないいうぐらいで、あとは全部、あつ建設もあるんですね。全部教育委員会まで含めて全部指定管理者制度があるわけですね。そうすると全課においてどの程度の経費削減をですね、見込まれているのか、指定管理することによって1件することによって、市民が管理することによったら、そこに指定管理経費が電気代が何ぼ1カ所当たり、例えば月1万だったら3カ所指定管理することで30万の経費節減になると、しかも地域住民が要望するんだから地域も潤うと、サービスの向上になってなおかつ経費削減、これが本来の行革だと思うわけですね。そうするとここで私が伺うのは、その経費の予定額はどの程度何件とか、いくらとかいうのがあって当然ではなかろうかと思うんで、そのあたりを伺うわけでございます。

次の公的施設なんですけど、これは各町によって違うと思いますけど、やはり現在この先ほど答弁ありましたように、1カ所に行けば済むという合理的な支所の充実、市民の活用の範囲を広げる意味でもですね、その方がベターだと思うわけですが、どのような施設をですね、どのようにしてしていこうとされているか、町によってはない施設もありますし、町によってはあつてですね、その施設が今後そのあることによってメリットがあるか、それともこの施設もですね、指定管理することによってですね、かなりの経費節減になるのではなかろうかと思うわけですね。これはまあ今年度と言われたので、そのあたりは深く追求はできませんけど、やはりその計画があるということになりますとですね、どういうところをメス入れとるとか、どういう施設を着眼されているか伺うものでございます。

それから光熱費の3番の問題ですけど、当然行政としてはですね、ガス・電気・水道それからガソリン代とかですね、分類して流れをチェックされてると思うんですが、先ほど申しましたように、1円とか一人とかいうた場合にですね、公共施設にはかなりの水道の蛇口が、私も数えたことがないからわかりませんが、必要な以上のひねったためにしぶきが散るほどの水を出す必要はないと思うわけですね。そうすると一つの蛇口で1回ひねるごとに、まあ何十銭にしてもですね、細かいことを言うようですが、これが市民が現在節水をしとるという、市民生活にはこういうところから経費を削減されとるわけですね。そうすると現在グラフにされたですね、ガス代がいくらで電気や水道それからガソリンですね、燃料、ここらもその値上がりしたけ一、何ぼになったとか、だったら小型化にされとるわけですね、現

在。そうすると小型化したためにいくらの削減になったとか、それでやっぱりエコという問題が非常に言われておりますけど、1キロ以内は自転車を今度は入れるようにしたとか、そういうふうになればガソリン代もですね、1円はすぐでもなくなる、一人の気持ちになってもらう。非常に自転車というのは機動性があるんですね、国によっては通勤にまで使っておるといような状況もあるわけですが、そこまでしなさいというわけじゃあないですが、やっぱりそういう気持ちが一番必要な時期ではなかろうかと思ひましてですね、具体的にその光熱費削減という目標を持っておられますので、そのあたりをですね、どのように分析されてですねおられるのか、具体的に聞くものでございます。

それから職員の給料及び報酬の削減計画はというのは、非常に生活安定の面からおいてもですね、あまり好ましいことではないんですが、しかしながらやはり現状を見ますと、ここにもその歳出の抑制の中にもですね、いろいろと職員さんの中にも、改革しようという計画が見られるわけでございますけど、やはり一番現在他の市でも取り入れられているのは、定年制をちょっと1年まず早めることによってですね、やっぱり全体の人件費を削減できるとかそのあたりもですね、当然私は必要ではなかろうかと思うんですよね。やはり現在置かれとる立場といえ、どうすればいいかということになりますと、そういうところから踏み込んで、これが市の政策だと思ひますけど、本当に手当てを下げていくのか、どういう形でウエイトを置いていくのか、このローリング表を見ても非常にまあ実施と言ひながらですね、数値に表れたものはどの程度把握されているのか、その点を伺うものでございます。

公設の今の駐車場の問題でございますけど、これはやっぱり利用者のマナーというものもありますけど、しかしながら240万とかいう財源がここで発生しとるということは、無意味でないと思ひますけど、しかしながら他の町においてはですね、そういうフリーなところは補助金を削減したかわりに、そこで高齢者、地域の高齢者の、よってその財源をあげますから、その財源でその産業並びに健康づくりとかいう形に使ってもらってもいいのではなかろうかという、そういう中でですね、適正に払ってもらふことによって、補助金の削減がですね、これもある意味では、あの未収入にあたるわけですね。そういう点ではやはり全部のところ自動の取り付け機はできないんですが、取り付けないところはやはりそういう形で、現在そういうところの委託料をどの程度払っておられるんかわかりませんが、やはり公平な原理からいけば、そのあたりもウエイトの考え方が必要ではなかろうかというふうに思ひます。

で、医療費のところでお話したわけなんですけど、これも現在プール等ですね、医療費削減にはその努力されてると思ひますが、やはり高

齢者へはやはりバス、交通便がないと行きたくても行かれないとか、なかなかそのプッシュするものがないわけですよ。で、場所も吉田と高宮に限定されとるという形ですよ。その熱湯をですね、せっかくいいことをされてもサロン等に働きかけてですね、もう少し本当にプールというものは、投資しただけのことはあるんですよと、それが本当の金がかかっても、その医療費削減で効果が出てですね、プールの位置づけが発揮できると思うんですよ。そういうもんで、もう少しあのきめ細かいですね、健康づくりを、まあ今回高宮においては、先生の講師とかで補助金を出してやっておられるわけですけど、行ける人が限られとるとというのが現状でございます。そのあたりをもう少し研究する必要があるんじゃないかと思うんですが、現在の方向性をもう少し具体的に伺うものであります。そこの中で高齢者産業とうたっとするのはですね、やはり現在高齢者でも産業することによって、またスポーツをすることによって、医療費が浮くという一つの減少が起きとるとはご承知のとおりでございます。ならば地場産業にですね、豆腐屋さんがあるわけでございますけど、大豆等をつくるぐらいだったら高齢者でもある程度畑仕事で軽作業なんで、できるのではなからうかと思えますね。これはどちらかといえば産業の方に入るかもわかりませんが、産業部の方へ入るかわかりませんが、やはり医療費等合体してみた場合にですね、そういう活動をすることによって、地場の方にその湯治村とか、みかど屋さんとか営農さんとかいうところが、大豆不足かどうかは私はまだ数値は知りませんが、そこで生産者がつくったものを加工してもらってですね、それをまた振興会並びに地域で消費するという、安心安全の面から見てもこの地場の育成、並びに医療費削減等に該当すると思うんですよ。現在ある施設を有効利用することによってですね、高齢者の産業を見つけてあげることによって、健康づくりができるという、まあ施設を利用する場合と農地を利用する場合と両方との関係でですね、医療費削減ができると思うんです。そのあたりも具体的な面を福祉保健部だけが考えるんじゃないかなってですね、そういう形で考える必要があるのではなからうかというふうに思っております。

滞納金のこの問題ですが、当初申しましたようにですね、これはやはり年金と同じように全国的な問題になって、給食費の問題でもあるわけですよ。給食費なんかは保護者が負担すると例規にも書いてありますけど、その保護者の知識のない人は義務教育じゃけー、ただで食わせろとかいうような、無鉄砲な人もおるというふうな報道もありました。しかしながら現状を見た場合に、やはり保証人制度も連帯保証人制度も、現在取り入れなきゃいけない状況になつとるとか、いう状況も生まれとるわけですよ。取れるものが取れないというものは、どっかにその法的または怠慢という何者でもないと思うわけです。これは商売にしても行政にしても同じことだと思うんですよ。やはり

滞納問題にしてもですよ。これ全課がかかるとる、かかってない部署はないぐらいでしょう。結局その市民部から始まって、福祉から産業から建設、それから教育委員会とか。やっぱり先輩議員も言われましたように、その専門部というのは7億の金をです、現在のよう形の決算があり、予算のとき、またこうして一般質問のときです、たびたび出るということは機構改革の中の位置づけの中で、非常に大きなウエイトがあると思うんです。ただ滞納金を未収金をだけでなく、他に公平にやるとる市民に対してもです、悪影響になると思うんですよ。副市長いうたらナンバー2ですから、そこらはやっぱりみずから、何曜日と何曜日はかばん持って集金に行くと、そのぐらいの意気込みが私はあって当たり前だと思うんですが、そこで1円でもいいですから集金できませんかと、1円から始めたら1円で何ができるかといっても、すべての積み重ねは199億いうてもですよ、原点は1から始まるとるわけですよ。それが市民なんです。市民に億の話をしてはわかりませんよ。10円20円の話なんです。買い物に行くときにあこの豆腐が1円安い、あこが玉子が5円安い。これが市民ですよ。もっとその市民の立場になって監査委員の指導です、もうこれは時効にするならしてでもです、明文化してです、滞納金の分類がどこまでできるとるんですか、この表の中で今までの滞納分です、何年からずっとこう比較してますよ。何10年も古いのがありますと、もう転居先もわからないと、外国人でしたとかいうようなものがあるわけでしょう。年々時効にしると言いますが、やっぱりその怠慢を時効にするのではなくて、専門職を置くと言いつつながら成果の出ない今日、滞納額が増えてきようという未収金額が増えることはです、もっとその責任感を持って、やる必要があるのではなからうかと思うんですが、その意気込みは、どのような形で数値で表せられるか伺うものでございます。

投資に対してはです、市長がどこに投資するかという形です、私はとやかく言える立場ではありませんけど、しかしながらせめて減額した、給料減額したお金ぐらいは目的ぐらいをはっきりしていただければ、より効果が出やすいのではなからうかと思って、このような案を出しとるわけでございます。議会と執行部の役職で約1,300万ぐらいの金ができわけですよ、それを子育て支援の医療費に充てましようと、上限は1万円ですよ、それを基金にしとってあげれば、やはり価値観が全然違う、一般財源に入れ込むということはです、非常に不透明で目的のわからない現状なんです。目的の見えない特例処置というものはいかなもんかと思うんです。特例というのは目的があってその1年間やるというのが、本来の姿ではなからうかと思うんです。その中で観光計画というのがあるんですが、この中の位置づけで商工会の位置づけはどのようになつとるのか、ちょっと具体的に聞きたいと思えます。それで同僚議員も言っておられま

したけど、この中で観光計画する中で看板なんかのときにはですね、やはり広告塔を立てるにしても、100万200万の金がかかるわけですが、こういうときに民間企業の広告代をいただければ、安易にできる場合があるかも知れませんが、そのあたりの計画また企業との交渉状況がわかれば、教えていただきたいというふうに思っています。

ちょっと3番目の安芸高田市ブランド商品というのは、わざとですね、私はつくる必要もありますけど、今あるものは例えば毛利さんの関係をとっててもですね、毛利饅頭もあれば三矢饅頭ですか、そういう形があります。そうするとその近くにあるのが、お好み屋さんがありますけど、郡山お好みとかですね、この間府中のお好みと広島のお好みは違うと言っておられましたけど、そういうもののセットをですね、このたび自然の家ができたわけですが、そのあたりにですね、やっぱりコーナーをつくるのかしてですね、なるべく維持管理費を安くして、またそこで民芸品並びにそういう地産地消のものを商品化して、お客様に提供すると、来られたときにそこでも食事ができますよというようなことも、一たんやると決めた以上は、今度はどうやって維持管理費の経費を削減する方法を提案するのが、今度我々の役目だと思うんですよね。反対したからしないんじゃないなくて、やると決めた以上は、そこで何とかその1,600万の維持管理費をどうやって削減するかというたら、やはりこれだけの100選になった名称をですね、無駄にしないためには現在ある商品、並びに名前を変えることによって、そういう郡山豆腐にしても郡山お好み焼きにしてもですね、そういう形で私はあるものを名前を変える、また調味料、また入れるものを変えてですね、商品化できるのではなかろうかと思うんです。そういう意味では少年自然の家のこのたび改修されますけど、そのあたりの意気込みがあれば非常にありがたいなというふうに思って、ここに書いとるわけでございます。

だから今のように経費の削減は住宅にしてもですね、5年間は子どもさんがおられる方は固定資産税を免除しますよとか、何か目的の見えた削減計画、ただ全体にないからでなしに削減はこういうところになりますよと、全体的な形はこういう形で全体で削減しますよと、そういうやはり数値的なもので今からはやっていかないと、すべての予算というのは数字の積み重ねでございまして。

現在、改革案をローリングかけておられる中には、数字が見えておりません。コンビニを使って納税をすとかいってもですね、何件使ってその効果がどうなるかとか、結局納税組合をなくしたために奨励金をなくしたためにですね、滞納金が出たり未収金が出たりするという逆効果も出たりしとるわけですよ。そのあたりを含めてですね、本当に地域市民の声を聞いた上で、理解をしてもらって情報公開をしてですね、将来の予算計画が必要かと思いますが、そのあたりを具体的な数値が表せるものは、数値で答弁をお願いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

各方面にわたりまして貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございます。それぞれご意見に対しては、我々、今後ご意見を真摯に受け止めながら、政策に反映できるものは政策に反映していきたい、このように考えております。具体的な質疑につきましては、担当それぞれ部長からお答えをいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは総括的な財政問題についてのですね、まず現在、取り組んでおるといふ状況の中をご説明をさせていただきたいと思っております。

本年度になりまして市の財政推計、そうした作業を本年度作成するというところで、皆さんの、議員の皆さん方にもご説明をさせていただいておるといふ状況でございます。まず、こうした健全財政の明確化という状況の中で、財政計画と事業実施計画を両面から検討を行って、作成するというものでございます。現在そうした実施計画の踏襲ということにつきましては、自治振興部また財政推計の歳入部門につきましては総務部という形の中で、取り組んでおる状況でございます。

入本議員さんからのいろんな角度からのご指摘をいただいておりますけれども、今日までまだ数字的に精査できてない部分もあるかと思っております。現時点である程度つかんでおる状況等の中です、ご説明をさせていただき、今後早い時期にこうした財政計画というものをですね、皆さん方の方にご提示させていただきたいというように考えております。要は集中改革プランを基本的に掲げさせていただき、お手元の方にも配布させていただいておりますけれども、行財政改革の実施計画の18年度の総合的な取りまとめをさせていただいたところでございます。歳入の限られた中で、歳出予算を計上するというところでございますので、現在は投資的経費に充当可能な一般財源が、どの程度確保されるかということが、一番大きな推計のもとになるのではなかろうかというように考えております。そういう作業の中で、今日進めさせていただいております。

総括的に18年度の決算も今させていただいておりますけど、17年度のそうした収支バランスシートをですね、まだ途中でございますけれども、どれだけのコストがかかっておるかということも作成をさせていただいております。中間的な状況でございますけれども、性質別の行政コストというものがですね、一人当たり、やはり人にかかるコストが13万9千円ばかりかかっております。それと物にかかるコストが約24万7千円。その他扶助費、補助費等につきましては17万2千円。災害復旧必要対策建設業等につきましては一人頭2万6千円ということで、大体全体の17年度決算を見させていただきますと、5

8万5千円の行政コストがかかっているという状況を、現在の間ではございますけども数字を見させていただいております。やはりこの数字を見させていただく中でもですね、合併して4年目のスタートでございますけども、58万5千円の住民一人当たりのやはり数字そのものはですね、やはり他市に比べますと、非常に高いというような位置づけが出てくるのではなかろうかと思っております。このバランスシートに基づきます、行政コストの表現の仕方がまだ全市とも表現されておりません。そういう状況の中で、どの位置にあるかということはまだ明確になっておらないわけですが、そういうことも今財政分析のあり方の中でですね、明らかにしていきたいというように考えております。

まず初めの集会所の指定管理ということでございますけども、このたびのこうした集会所の管理の方法というものを、変えさせていただきたいという考え方の中で、総合的な取りまとめをさせていただいておるところでございます。基幹の集会所と地区集会所がございまして、地域の集会所につきましては、一応地域の皆さんの方の集落の中で、管理をしていただくということを原則に考えさせていただいております。基幹の集会所と申しますのは、やはり市の主要施策であります、地域振興組織の育成ということもございまして、32の地域振興の核になる施設としてですね、その施設については指定管理をさせていただきたいと。また指定管理に属する基幹の集会所があるわけですが、そういうものにつきましてもですね、今回整理をさせていただきたいというように考えております。

集会所の現在指定管理をさせていただいておりますものにつきましては、高宮町の旧高宮町にあります、コミュニティセンターまたセンターの指定管理の全部高宮については、現在指定管理をさせていただいております。それと美土里町におきます学校の跡地に今3カ所整備されておりますけども、その3カ所で、12カ所現在指定管理を19年度からさせていただいております。あとは直営で管理をさせていただいるところがございます。

直営で地区集会所としてある程度地域で大きい集会所、直営で行っておりますのが、市の中で17集会所あります。このことにつきましては、約120万円の管理経費でその17集会所を管理いたしております。それと基幹となる集会所におきましては、21カ所市内の集会所を持たせていただいておりますが、これが現在直営で管理させていただいておりますのが、約870万円の管理経費で予算計上をさせていただいております。当然、この直営で実施させていただいているこうした全体的には、大変申しわけありません。21集落が758万です。合計の38集会所が約870万円の管理経費を直営予算で管理をさせていただいております。このことを基幹の集会所とそうした地区集会所の指定管理できるものについては、このたびのこうした今年度の事



業の中で来年度からですね、ある程度整理をさせていただきたいということでございます。

ちなみに現在のこうした旧高宮町に指定管理をさせていただきとりますものは、一つの集会所でも20万から30万程度ですね、指定管理料で管理をしていただいております。そういうような状況もございますので、先ほどの市長さんの答弁の中にもございましたように、この指定管理につきましてはやはり、地域の皆さんも使っていただきますし、やはりある程度その断続的に使用していただくということで、この管理料の公平さをですね、やはりある程度位置づけなくてはならないのではなかろうかというように考えております。このことを現在、全部のこうした集会所の数字を見させていただいてですね、あるべき方向性の管理委託料を考えさせていただきたいというように考えております。

続きまして、公的施設の支所の統合ということでございます。このことにつきましても、支所の利用の体系というものも今年度の予算の中で、考えさせていただいておりますけれども、基本的には支所だけの整理だけでは、こうした全体の改革的な形にはならないのではなかろうかというように考えております。旧町単位でございます、ある程度公共施設の方向性というものを、どのようにしていくかということがですね、一番大きなものではないかというように考えております。そういう状況の中で、要は旧町に全部管理されてたものが、今日の合併4年目のスタートしておりますけれども、全部電気がついて、水道もですね、そうした光熱費がいるという施設になるわけですが、できるだけそうしたものを1カ所で管理できて、使用するときだけその会場を開くとかですね、いろんなアイデアが必要になるのではなかろうかというように思っております。そういうことについては、やはり事務所のやはり統合いんですか、そういうものをしなかったらですね、やはり今まで合併前と同じような管理体制をとっておると、その効果は出ないのではないかというように考えております。

ちなみに18年度ですね、光熱水費の決算を見ますと、今決算の調整中でございますけれども、2億4,700万の光熱費が要っております。これは17年度と比較いたしますと、17年度の決算におきましては、光熱費の関係でございますが、全体的には2億6,100万円、多少18年度の決算の数字というものは、2千万ばかり少なくなっているかなという思いがいたしとります。このこともこうした光熱水費の全予算の中の決算を見ますとそういう状況でございますので、非常に再チェックをするとですね、まだまだそうした財源の方法は、捻出できるのではないかというような考え方を持たせていただいております。そういうことで今回のこうした支所を中心にですね、他の公共施設の利用体系も合わせた、支所の利活用の考え方を整理させていただきたいというように思っております。

続きまして、職員のこうした削減の、それと光熱費の関係でございますけども、ご指摘いただいとりますように、お手元の方にも届いておるかと思っておりますけども、こうした行政改革の実施プラン項目の中でやはり、18年度中に取り組んでこさせていだきました効果といたしまししょうか、そういう形の中も見ていただきますと、ある程度公用車の台数につきましては、現在181台の公用車がありますけども、目標管理につきましては、168台まで削減をしていくという考え方を取らせていただいております。今は普通車から軽に変えさせていだいてですね、利用をさせていだいておるところですが、181台の中で軽自動車は75台ございます。これは全部のこうした関係部が持つておる自動車の割合でございますんで、軽乗用車が占める割合は41%の率を持たせていただいとります。そのうち新規導入7台はですね、仮に普通車でそのある程度このたび導入をさせていだいたら、700万ぐらい見ますとやはり削減効果というものはですね、軽自動車にしますと、非常にある程度の削減効果が出て来ておるのではなからうかというように思っております。そうした今回はリースを利用してということで、普通車から軽自動車に変えるということで、ある程度の削減効果も出ておるのではなからうかと思っております。

それとこの今回のこうした指定管理の関係につきましても、実績を取らせていただいておりますけども、ある程度関係部にわたりましてですね、チェックをかけていただいて、それなりの指定管理のある程度削減効果というものはですね、出していただいてるのではなからうかというように思っております。当然指定管理をするに当たってのプラス要因とかですね、そういうものもあるわけでございますが、やはり減額措置されるところについてはですね、その効果額というものは指定管理については、出させていただいとりますので、またご一読をお願いをいたしたいというように考えております。

続きまして、職員給与と他の報酬との関係でございます。このことにつきましては、このたびのこうした財政計画を作成するに当たりまして、現在収支のバランスと収入の確保にかけさせていだいておりますけども、一昨年来からこうした職員の給与等にも削減をお願いをいたしておりますけども、やはり実態的な関係については、やはり今後ですね、こうした職員に対しての協力というのは必要になってくるような予想でございます。もう少しそういう財政的な観点から分析をさせていだいてですね、次年度に向けてのそうした人件費の削減、当然かかわってくるものであるというように考えております。いろんな事業等の調整をさせていだき、経常経費また義務的経費もですね、非常に確定をいたしておるのも、非常に22年度までのピークにおきましてはですね、非常に最初の義務的経費も必要になってくるということもございまして、今後のこうしたさらなる財政推計をですね、やりたいというように考えております。

それと報酬等につきましても同様、ある程度このたびの派遣という職員等の関連等もございますので、これは総合的な形の中で、他の類似団体等も参考にさせていただき、検討させていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

公設の駐車場について、もう少しご説明を申し上げたいというふうに思います。

現在向原におきましては、3カ所のいわゆる駐車場及び送迎場がございますけれども、これにつきましては送迎場については、残念ながら無料でいわゆる長時間駐車をすると、こういった状況にもなっております。それから甲立の駅の方でございますけれども、甲立の駅前に甲田タクシーさんがいらっしゃる場所の駐車場と、それからちょうど甲迎館という駅の反対側に送迎用の駐車場を設けておりますけれども、この甲立の甲立タクシーさんのいらっしゃる部分が、地元で管理をお願いをし、費用等も徴収していただくと。こういったシステムを旧町時代からとっておりますが、残念ながら十分な費用の利用料の徴収ができてないという実態であります。また送迎場につきましては、無料で長時間いわゆる駐車がされていると、こういう状況になっております。また駅裏の甲立駅パーク・アンド・ライド駐車場でございますが、現在41台ございますけれども、この秋から高林坊線という市道の改修が始まりますので、それに伴いまして、約半分程度に駐車場が減るんだろうというふうに見込んでおりますが、これが月決めの駐車とそれから一時用の駐車場という形で現在使用しております。向原駅の月決めの駐車場は55台ございます。それから甲立駅のパーク・アンド・ライドの駐車場が月決め9台と、こういう状況でございます。

甲立駅につきましては、このような費用の徴収がほとんどできないで、無料で長時間駐車をされると、こういった実態が見受けられます。当然このことは、周辺の民間の駐車場の経営にも影響を及ぼすわけでございますので、甲立駅前の駐車場、それから甲立駅前の送迎の駐車場につきましては、月決めの駐車場として料金をいただくと、それから駅裏の駐車場につきましては、発券器を置きまして、一時用の駐車場としてやはり費用いただくと、こういった方向で現在検討を進めておるところであります。

また吉田口の駅は18台の駐車場でございますけれども、現在月決めの利用が10台程度で、ここは吉田口美化推進委員会という民間のそういった団体に、管理運営等を委託しておりますけれども、時々新聞に載ったりしますけれども、駅の便所をですね、毎朝手で磨かれるというふうな活動、さらに駅周辺に花を植えたりという美化活動もやはり、中心になってやっておられる。そういったことと合わせて

の管理でございますので、むしろこういった動きというのは奨励をしていくべきなんだろうと考えておりますので、引き続きこの吉田口の美化推進委員会に委託する方が、好ましいのではないかという検討をしております。

いずれにしましても、この3駅の駐車場につきましては、料金の問題を含めて統一した考え方の中で、整理をしていきたいというふうに考えているところであります。

また委託料の問題もお聞きのようにございますけれども、委託料につきましては吉田口の駅の駐車場につきましては、いわゆる利用料を地元の方が徴収をしていただいて、そのかわりそういった清掃を含めた美化活動については委託料等を一切支払わない、いわゆるイクオールゼロにしていくと、こういう形で委託を現在お願いをしております。また現在240万円余りのいわゆる駐車料金を全体でいただいておりますけれども、発券器を設置をし、そして甲立駅前等々の駐車場につきましては、月額に駐車料金を全面的に切り替えていくということによりまして、それなりの増収が見込めるんだらうと思っております。またこの費用を具体的に特別の目的を持った、いわゆる資金として使うかどうかというのは、今後の課題なんだろうというふうに思っております。

以上であります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

入本議員さんの滞納整理に関連したご質問でございますが、ちょっと私の考え方を、ここで言わせていただきたいというふうに思います。

私の解釈がちょっと間違っておりましたら、お詫び申し上げますけれども、先ほど最初の質問の中で数字が上がらなければ、職員の能力がないといったようなことを言われましたけれども、私の解釈、今3カ月弱の中で見ますと、職員能力は非常に高いものを持っておりというふうに自負はしております。ただ私としては、その職員の能力をいかにして、発揮できやすいような職場の環境をつくるかというのが、私の課題だというふうに思っております。

それと先ほどご質問がありましたように、滞納の理由の段階、これをつくっておるかというご質問がございましたけれども、小さく分けましたら13段階、それから大体似たようなものを大きく分けまして、5段階といった区分に分けております。その中でほとんどの滞納になつた実態を申し上げますと、失業中、無職、会社が倒産したと、それから生活困窮がしていると、破産を受けてると、それから他の借入金が多すぎると、こういったものがほとんどの中を占めております。

これらがまたさらに数字で見ますと、例えば現年度分の中で国税を除いた、他の税と国税を比較してみますと、現年分については16年から18年比較しましても、調定額は増えておりますけれども

徴収率は上がっていると、いった傾向にあります。しかしながらこの国保税につきましても、先ほど言ったような条件がございまして、調定額はさほど変わっておりませんが、徴収率は落ちております。18年度の見込みは94.75%の見込みをしております。過年度分として繰り越す額が、この国保税がかなり荷をしておるんだらうというふうに思っております。しかしこの国保税の中の分析をしますと、先ほど言いましたように1軒1軒を当たってみますと、非常に家庭の生活状況が非常に苦しいものがあるといったものがございます、その徴収の仕方というのは分納といったような手法に切り替えてでも、やっておるのが事実でございます。

そうはいいまして徴収率を上げること、すなわちほとんどの人がきちっと納税をしていただいておりますので、その方の手前もでございます。ですから滞納整理については非常に厳しいもの、それからやはりその生活の状況を見て判断するものと、これはやっぱり区別して考えるべきであろうというふうに思っております。

それで今市民部の中で強化月間としまして、まず5月に実施しました。で、職員が夜歩きまして、509件の家庭訪問をしております。そして徴収した、そこで現金をいただいた納税者の方が65件と、ただこの65件で先ほど言われましたような判断をしていただくのではなくて、このことによって5月末までに家庭訪問をした方が、納付された総金額は、現金で持って帰りましたのは195万ですけども、最終的に5月末までに支所なり本庁に持って来られた、家庭訪問をしたことによって持って来られた税額がすべて合わせますと、1,547万6千円といった効果も上がっております。したがって本部長も申しましたように、機構改革の中もさることながら、その部署での対応も非常に機構改革もあわせて、それから市民部は市民部の中として、一つの考え方を持ってこの執行に当たってはいきたいと、職員も一生懸命努力しております。その点だけの評価はお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

ちょっと簡単に一つ明解に答弁してください。

○廣政福祉保健部長

医療費削減に伴いまして、プールの教室についてのご質問をいただきました。平成18年度におきましては、高宮の湯の森が実施回数が、教室72回を、延べ459人を実施してまいりました。また吉田の温水プールにつきましても、実施回数が60回、489人の延べ利用人がおられました。吉田のプールにつきましても、64歳までの方、40歳から64歳までの方、総合健診また一日人間ドックの検査の結果に基づきまして、BMI25以上の方々の、また一般市民を対象等をしてこの教室を開いております。

また高宮の湯の森につきましては、65歳以上の方で、腰痛、ひざ痛予防コースといたしまして実施をしております。どちらもこの参加者につきましては好評をいただいております。平成19年度、今年度につきましては、高宮の湯の森につきましては大体50回程度、吉田の温水プールにつきましては、30回程度は回数を増やして、人数を増やしてまいりたいとこのように考えております。

今のそういう計画でおるところであります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

まず最初に医療費の縮減にかかります、高齢者への労働の場の提供の件でございます。

大豆等の生産にかかわる場ということで、例を挙げてご質問がございましたが、当然これまで、先ほど市長が申し上げました産直市の取り組み等は、こういった視点も当然、頭に置いた取り組みで現在も進めておるところです。特に産直市等の運営につきましては、生産部門は高齢者の皆さんの支えによるところが、非常に大きいところがございます。そういった意味では生産体制の拡大等は、今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

それから観光振興のご質問でございます。市内の案内看板等にかかるリニューアル等に企業の参加をとというご意見でございます。当然これから先般も申し上げましたように、リニューアル等が必要になってまいりますので、そういったときには、市内企業の皆さんの方のご協力もお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

また全体的な観光振興の計画や、ネットワーク化へ向けた商工会のかかわりでございますが、当然観光振興に商工会は当然深くかかわっていただいておりますし、これからもかかわっていただくということが重要だろうと思っておりますので、現在の集いの中にもメンバーとして、商工会の方にも加わっていただいております。今年度、一応一定の方向を整理をしていきたいというふうに考えております。

それからブランド化の問題でございます、ご質問がありましたように、少年自然の家の市内の特産品等の販売ということでございます。現在そういった方向で検討をさせていただいております。ただ客層を分析しながら、販売品の選定等を行っていくということが必要になってこようと思っております。郡山城の100選のスタンプラリーの方も6月2日に、全国一斉に開始をされております。こういった一つの大きなイベントを活用しながら、市内の特産品等の販売に、力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
再々質問ありますか。

15番 入本和男君。

○入本議員 私は滞納についてはですね、本来は副市長が答えてくれるんかと思  
いよったんですが、市民部長が非常に感情を害されて言われたんです  
が、私も言葉足らずがあったかわかりませんが、民間の立場に立って  
言えば、そのときに黒字倒産言いましたのは売掛金ということで、努  
力して成果がなかったら、その企業はつぶれるということを申したか  
ったわけで、職員を決して批判したわけではなしに、職員の給料に関  
してもですね、私は減額に反対したわけであって、どちらかといえば  
定年制を設けて、施策的に早期退職であとは嘱託でやる方向性を求め  
たんでありまして、取り方によってはそうも取れるし、言う方と聞く  
方では大きく違うんだなど。今回の答弁を聞いてもですね、私が当初  
申し上げたのは、一人が何ができるか、1円というもののためにこう  
いう具体例を出したわけで、その中で私らは総務常任委員会でもなし  
に、総務常任委員会の資料の中に見てもですね、数字がなかったりい  
う形で、やはり財政というものは総務常任委員会で審議されるわけ  
ですが、一般質問の中でやはり我々市民の代表とするものとするれば、財  
政について1円というものにもっとウエイトを置いてもらって、細か  
いことではあります、水道の蛇口一つにしてもですね、気をつけて  
もらったかどうか、ということを知りたいわけでありまして、19年度実施計画の中  
でも資料出された中にも数字は全く見えませんよと、いうことあります  
んで、その点をご理解をいただきたいというふうに思っております。

それで細かいことでもありますので、ついでに申しますと先ほど言  
った中にも、ガスとか電気とか水道代とか別々の項目でですね、年次に  
支払いもされとるというふうに聞いとるわけですが、そういうことを  
しとられたらそういう表も出していただければ、ありがたいなと、市  
民にもこれだけ節減されていますよと、いうことが説明できますよと  
いうことを伺とるわけでございます。そういう意味につきましても、  
滞納については私は市民部だけが滞納があるわけじゃないし、未収金  
があるわけでもないんで、総括しとるのは副市長ですので、副市長が答  
弁されるかと思ったんですが、それが私の狙いと違ったところであり  
ます。だから当初申しましたように、今回はわかりやすく具体的な例  
を出して数値で表していきますという形の、1円からこういう改革を  
一人ひとりがどういう意識改革、この中にもちらっと見た中にもです  
ね、職員からのアイデアをどうのこうのと書いてあるんですよ。提案  
型とか、職員からこういうことで行革をして、本当に市民の立場にな

って、経費節減に努力してますよと、サービス向上してますよと、いうことが総括的に言っていただければ、私はそれを市民に説明することができるということでございます。そういう点で、聞き方も悪かったんですが、こんなに長くなるとは私も思わなかったんですが、そういう意味です。一つ、聞けば聞くほどですね、今度はまた言わにゃあいけんようになってくるんですが、例えば先ほどの健康なんかでもですね、72回やって459人いうたら1回に10人もいないですよ。60回やって459人、目標人数は何人に設定してどうなったとかいう、私はそこが大切ではないかということをお願いとるわけです。だから何回やったからじゃなくて、この目的は1回を20人に設定して、70回やったけど1,400人が459人ですよと、これが大切ではないですかと、言っただけでございませう。そのあたりで数字がいるというのは、いいことをしても効果がないのはそこに原因があると、その原因のためにワーキングをして血を出して、ローリングをかけて対応してると、いうことだろうと思っただけです。そういう意味で市長さんも今年は心というものを表面に出されました。私とすれば一人また1円という言葉を出しました。それが現在の市民の声ではなかろうかというふうに思っただけです。厳しい財政ということになりますとやはり、そのあたりがお互いに気をつけて節税し、またサービスを求める側もですね、自分ができることは言われとるように、協働のまちづくりにつながるというふうに思っただけです。そのあたりを総括して市長の答弁をいただければというふうに思っただけです。

以上でございませう。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めませう。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

いろいろの各方面にわたって貴重なご提案、ご意見を賜った一般質問だろうとこのように思っただけでございませう。

そういう意味で我々もご指摘の点については、すぐにでも取り組めるような課題もあるわけでございませうので、そういう点は取り組めるところから取り組んでいきたいと、このように思っただけでございませう。滞納整理の問題につきましても、中の内容を見ていただきますと、7億ある中でかなりその貸付金等につきましても、これはとてもどうもならないのもかなりあるわけでございませうが、そこがやはりいろいろな事情で、不納欠損にできないいうところもあるわけでございませう。そこらもご理解を賜りたいと思っただけです。今回の議会でも各それぞれ指摘を受けておりますので、もう少し担当と対策本部と十分協議しながら有効な手が打てれば、有効な対策を打っていききたいとこのように思っただけです。

○松浦議長

これをもって答弁を終わります。

以上で入本和男君の質問を終わります。



続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

議長。

あきの会の熊高です。いよいよ17番目、ラストバッターになったわけですが、先ほど休憩中に市長が、最後頑張りなさいよ。というふうにエールをいただいたんで、しっかりラストバッターで三振で終わりということにならんように、行いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

今回私の一般質問は、視点と申しますか、テーマは3つの視点を持って質問をさせていただきたく思います。

まず1番目の環境と農業政策についてということはですね、これまでも、いろいろ同僚議員の皆さんも発言された関連もあるような中身であります。特に視点としては、安芸高田市の経済の活性化、特に基幹産業である農業を使っただけの経済の活性化、そういったものがないか、というのが視点がかかり入った質問になつてきます。

また2番目の福祉、保健福祉政策についてということは、これは今1番大きな市の課題でもあるし、国内すべての自治体の大きな課題でもあります。特に市民のサービスという視点でですね、この安芸高田市のその福祉行政に携わる組織が、本当に市民のサービスに寄与するような、そういった組織になっておるのか、そういった観点での質問をさせていただきます。

そして3番目の市内保育所や学校の給食と食育についてということは、これはこれから我々の安芸高田市を担っていく、次の世代、次世代に対する施策、そういった観点で食育とか、給食とかそういったやはり1番人として成長する段階で、心も含めてですね、大きな影響のあるそういった政策の一つの部分じゃないかなど、いう観点で質問をさせていただきます。

まず1点目の環境と農業政策についてということですが、執行部の皆さんもいろいろよくご存知であろうと思っておりますし、ここに下段に列記してありますように、隣の北広島町の大朝、旧大朝町で非常に盛んにやっておられる取り組み、あるいは我々あきの会が東京の研修がありまして、その延長線上でぜひとも見たいということで、小坂町に行かせていただきました。この小坂町というのは、菜の花の栽培によって農家所得を上げ、その菜の花の油で、それぞれの家庭でてんぷら油として使っていただき、その廃油をバイオディーゼル燃料にすると、そういう循環型の地域づくりをしようと、さらには堆肥も含めて、いろんなごみも含めてですね、循環型社会というのをつくろうと、いわゆる自己完結型の、自治体をつくろうというふうな取り組みをされております。小坂町といえばご存知の方も多いと思いますが、同和鉱山、今は同和ホールディングですかね。そういった形で非常に大きな、東北では一番大きな鉱山の精錬所がある町でありますので、その同和

ホールディング自体も昔は鉱石から金、銀、すず、そういった鉱物を分類をして採るような、そういった取り組みをしておりますけども、今はそういった金属も海外から輸入してというような状況になつるので、今はIT関連のパソコンであるとか、携帯電話であるとか、そういった廃品の中からそういった金属が非常にたくさんあるので、そういったものを回収するという、町自体がそういった工場を持った、一つの自己完結型の、あるいはその循環型社会の、一つの町をつくらうというような、そういった取り組みをされとるといふ町で、非常に興味のある部分がありましたので、視察に行かせていただきました。そういった取り組みを我が町でも取り入れて行くことによって、農家所得の向上を図り、あるいは菜の花は景観植物でもありますんで、景観的なものも含めてですね、元気が出るんじゃないかと、いうふうな形でこういった取り組みをされてはどうかと、それぞれの北広島町あるいは小坂町の取り組み事例でも、多分調べていただいておりますんで、そこらあたりを見ていただいて、どんなふう感じられたのかというのを、まずお聞きしたいというふうに思います。

2点目の保健福祉行政についてということですが、昨日あるいは一昨日もこの関係のお話もありましたが、安芸高田市の健康づくり21というのが、最終的に今出とりまして、これを19年度から具体的に実施計画といいますかね、そういったものをつくっていく、そういった委員の公募も、インターネットに流れておるような状況もありますけども、そういった具体的な取り組みをされる中で、今までにもいろいろと申し上げて来ましたが、地域包括支援センターこれがどういう役割を果たすのか、あるいはその地域包括支援センターを支えるといいますか、それを含めた福祉保健部の3課、この連携がもう必須じゃないかなという気がするんですが、その3課の連携というのがなかなか私が見る限りでは見えてこない、いわゆる縦割りのような状況の中で、最終的には市民はいろんな課題を抱えて、特に高齢者あたりは経済も含め、いろんな形で課題を持った方が行政に相談をしたり、支援を願ったりするという形になれば、やはりその3課がどうしても連携しないと上手くいかない。そのためには地域包括支援センターをどのように生かしていくのか、その視点が非常に大事になってくるというふうに思いますんで、この連携も含めてですね、健康あきたかたの健康づくり21をどのように実施計画をつくっていくのか、こういった点についてお聞きしたいというふうに思います。

3番目は、市内保育所や学校の給食と食育についてということですが、先日、安芸高田市学校給食検討会議の報告書を我々も配布をしていただきました。それはある程度関係者の皆さんのアンケート調査の結果に基づいてですね、いろんな視点から今後の学校給食のあり方を考えていくというような、一つの参考資料ということだというふうに思いますが、これをどのように受け止められて、今後この報告書に基

づいて、どのような計画をつくっていかれるのか、特に給食の調理場、これを一本化していくのか、あるいは何カ所かにするのか、あるいは自校式そういったものを残していくのか。そういったいろんな視点があるというふうに思いますが、そこらと地産地消といいますか、土産土法、地域の食材を使った給食というのが、国でも求めてきておりますが、当然のことだというふうに思いますが、そこらの関係も含めてですね、この学校給食というのをどのように考えていくのか、こういった点をお聞きしたいということで、3問目をしとります。

以上3点について質問させていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの熊高議員のご質問にお答えをいたします。

まず、環境と農業政策についてのお尋ねでございます。市内には、1,000ヘクタールを超える生産調整の水田がございまして、そのうち600ヘクタールが保全管理や調整水田となっているところでございます。

議員ご指摘のとおり、北広島町の大朝地区や秋田県小坂町など、全国で110を超える菜の花プロジェクトが、進行しているとのことでございます。この菜の花プロジェクトは、琵琶湖の水質浄化のための、食用廃油の回収から始まり、ドイツの菜の花油プログラムを参考に、1998年に滋賀県の旧愛東町から始まったものでございます。原理的には、10アール当たり60リットルの搾油が可能とのことではあります。現在の日本では、経済的にはなかなか採算があわないということもございまして、小坂町においても2005年からは、バイオディーゼルの生産が停止をしておるとのことでございます。

また、北広島町の大朝地区においても、作付面積の急速な拡大にはなかなか至らないのが現状と、こういうことでございます。しかしながら、ご指摘のように環境問題への取り組みや、資源循環型社会の構築は、益々重要になってくるものと認識しております。先年、宮崎県の綾町へ行って、綾町の実態も勉強したこともございしますが、綾町はし尿処理を肥料に変えておる。生ごみの処理場も全部肥料に変えておるといふ、本当に理想的な循環をやっておる地域でございまして、これも一つの循環型農業の先進地と賜っておりますが、ご指摘のとおり、非常に経済的には厳しい状況にはございますが、今後我々もこういう問題に時代の流れとして、取り組んでいく必要があるとこのように考えております。

それから保健福祉政策についてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、平成18年度におきまして、市民の皆様にも積極的に参画いただき、本市の住民の健康づくりの指針となります、健康あきたかた21計画を策定をしたところでございます。

本年度は、この計画を着実に推進していくため、健康あきたかた2

1 計画推進委員会を組織し、具体的な推進計画を定めることとしております。

とりわけ、平成20年度から、すべての医療保険者に予防健診や保健指導が義務づけられるなど、国においては平成27年度までに、生活習慣病患者とその予備軍を25%以上減少するよう政策目標を掲げており、本市においても市民の健康づくりは、非常に重要な課題として、積極的に事業展開をしていくこととしておるわけでございます。

そのためには、市民と行政・健康づくりに関係するいろいろな団体が、緊密に連携をとりながら、事業展開していく必要があると認識をしております。

特に、本市は県立広島大学と包括協定を締結しておりますので、大学の持つ人的・知的資源を十分活用させていただき、こうした健康づくり事業の検証も行ってまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの活用についてのお尋ねでございますが、地域包括支援センターは、65歳以上の高齢者というライフステージにおいて、介護予防という観点から、健康づくりに連携をするものと考えております。

例えば、食生活の面で見ますと低栄養による寝たきりの予防という観点で、運動の面では生活不活発による転倒の防止という観点で、心の健康の面ではとじこもり防止による認知症予防という観点で、保健事業と一体となって、高齢者の日常生活の質の向上に役割を果たすものであると考えておりますので、推進計画の中で十分検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的なご質問についてはまた担当部長が来ておりますので、お答えをしていきたいと思っております。

なお、次の市内保育所や学校の給食と食育についてのご質問については、教育長の方から答弁をさせていただきます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいま熊高議員からございました市内の保育所、学校の給食と食育についてのご質問にお答えをいたします。

本年3月の安芸高田市学校給食検討会議の報告書によりますと、さまざまなことをまとめてございました。今後、具体的に検討する内容といたしまして、大きく3点についてご説明をさせていただきます。

第1点目は、市内の学校給食の不均衡の是正と中学校の学校給食の実施について検討をすることでございます。

安芸高田市内の学校給食の現状は、旧町単位であり、またサービス水準も異なっており、できるだけ不均衡をなくする必要があるとございます。特にアンケート調査において、中学校の保護者は、補食給食を含めると93%が学校給食を希望しており、今後、その是非を含めまして十分検討していく必要があります。加えて、保育所の給食につきまし

ても、今後市長部局と協議を行い、可能性を検討する必要がございます。

2点目はハード面で、学校給食施設の老朽化が著しい中、学校給食衛生管理の基準に適合した、安全で安心、そして、おいしい給食が提供できる給食調理場の整備であります。

平成8年度、腸管出血性大腸菌O157による食中毒が多発したことに伴いまして、文部科学省は、平成9年4月に学校給食衛生管理の基準を策定し、ドライシステムの導入と温度及び湿度管理が、適切に行える空調等の設備や作業区分の改善を求めています。

しかしながら安芸高田市の場合には、ドライシステムを導入しているのは、八千代学校給食センターと美土里学校給食調理場のみであります。また、すべての給食調理場において空調等は未整備状態にございます。また、法的には問題なくとも、すべての学校給食施設が基準を満たしていない現状にあり、すべての施設の4分の3は老朽化しており、安全性の高い学校給食調理場の整備が必要であります。

これらハード面の課題につきましては、多額の経費負担がかかるため、長期的な費用対効果と維持管理コスト、管理運営の効率性、配送時間等を考慮し、調理場の数、適地選定、施設設備等を検討する必要があります。

3点目はソフト面で、教育の一環としての学校給食の目的が達成でき、学校給食を通して、食育の充実を図ることです。

食は、人間が生きていく上で、基本的な営みの一つであります。健康な生活を送るために、健全な食生活は欠かせないものがあります。

子どもの頃に身についた食習慣は、大人になって改めることは難しく、そのため成長期にある子どもへの食育は、健やかに生きるための基礎を培います。

学校給食施設の整備とあわせて、望ましい食習慣の理解と定着を図る教育の推進を図っていくことについて、十分検討していく必要があります。このように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

3点についてお答えをいただきましたが、まず1点目の菜の花の関係ですが、先ほど市長言われたように、いわゆる減反が4割あるということなんですね。そこら辺を活用していくということが農家所得の向上につながると。これはいわゆるアグリフーズ等の野菜づくりなんかもありましょうし、いろんな形で減反対策というのはやられておりますが、私が一番びっくりしたのは、小坂町へ行きましてですね、菜の花の栽培をして、農家に一反当たり52,000円というのが出るんですね。いろんな交付金とかそういった農家の掛け金も含め

て、そういった制度をつくっておられますけども、トータルすると52,000円というお金が出るんですね。もう少し詳しく言った方がいいんでしょうけども、いわゆる景観作物としての菜の花に対するですね、そういった補助が26,000円、減反に対する補助が20,000円、そして菜種をつくってその売り上げが6,000円、これは作物の平均的な単価ですが、これをトータルすると52,000円という額になるんですね。これが単純に安芸高田市の状況に当てはまるかどうかというのは、いろいろ検討の余地があるかというように思いますが、こういったお金というのは、かなり農家の所得に対して大きな影響があると思うんですね。バイオ燃料自体は、先ほど市長も言われたように、いろいろ今試行錯誤しておる状況の中ですから、特にヨーロッパ、ドイツあたりが、こういったものの取り組みが非常に環境問題を含めてですね、取り組まれておるし、アメリカは今のトウモロコシをやっておるし、先日秋田議員も言われたように、稲からつくるエタノールもありますし、いろんな形でやはり鉱物類からバイオの燃料に移行するという事は、いろんな形で流れがあると思うんですね。経済学者も、食とそういった燃料、エネルギーという争いになるということは一時的にはあろうけれども、最終的にはそういった経済バランスというのとれていくだろうと、そういった見通しも言っておられる学者もおるわけで、そういった広い視点での取り組みというのが、どうかという議論は私はするつもりはないんですが、とりあえず農家にそういった所得があればですね、非常に大きな利点になるわけですね。ただ私も小坂町で質問したんですが、そういった制度がなくなればどうなんですかという話をしましたら、そういった制度がなくなるということは、もう減反政策そういったものを含めてですね、日本の農業が崩壊するときでしょう。というような極論を言っておられましたが、ですから、ある程度そういった状況がある中で、そういった取り組みをするというのは、農家所得の向上につながるということで非常に有利じゃないかな、特に中山間地で本当にいろんな経済が厳しい状況の中で、そういった取り組みというのを少しでもすればですね、非常にいい見通しが出てくる。あるいは杉原議員も飼料作物としての話をされておりましたが、ここらも専門的には私もよくわかりませんが、稲作にしても1ヘクタール当たり10トンですかね、こういった収量を上げた東北の実例ももう既にあるわけですね。こういったものをバイオ燃料にするというような形もやっておられるんですね。そういった環境という視点も含めてですけども、当面、安芸高田市に活性化をもたらすそういった施策として、検討されることは非常にいいんじゃないかなという視点でお伺いしとりますので、そういった視点でですね、もう少しお答えをいただければというふうに思います。

次に地域包括支援センターを中心とした3課の連携ということなんですが、非常に国の施策にこの保健医療というのは左右されておるの

で、担当の皆さんもですね、非常に大変だというのは重々承知の上でいろいろ話をしておりますが、少なくとも、国が縦割りである、県も縦割りである、しかし市という市民に直結する自治体はですね、縦割りであってはいけないというふうに思うんですね。最終的には市民がいろんな課題を持って、市を頼って、あるいは市と一緒にそういった取り組みをしようという視点であるわけですから、市の福祉行政というのは縦割りであってはいけないというふうに思うんですね。先ほど市長も答弁されましたけども、地域包括支援センターの認識というのがですね、私もいろいろ何か歯がゆい思いをして、いろんな状況を見ておったんですが、ちょうど改めてしっかり、この安芸高田市高齢者保健福祉計画、第3期介護保険事業計画、こういったものにのっとって安芸高田市はやっていくんだというふうに、今村議員の基本条例をつくることに対して答えておられましたけど、この26ページの地域包括支援センターの整備というところですね、地域包括支援センターは、介護保険法第115条で定義され、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、設置されますということなんで、私は高齢者だけを対象にするのかなというふうに思いましたら、国もすぐということではないでしょうけど、将来的にはこの地域包括支援センターが、子どもの医療から障害者の皆さんの対応、当然、高齢者の皆さんのこともですね、含めて、それこそ地域を包括して、それぞれ対象を包括して対応するセンターだと、いうふうに位置づけに定義してあるんですね。そういった観点からすると、今の安芸高田市のこの事務分掌表を、私も改めていろいろひも解いてみましたが、社会福祉課、そして高齢者福祉課、そして保健医療課、この3つがあるわけですけども、この特に地域で密着した医療の関係、あるいは福祉の関係というのをいろいろ対応していただくのは、やはりこれまでも活躍していただいていた、保健師さんであろうというふうに思うんですね。この保健師さんは保健医療課が13名ですかね、配置されておりますが、場所はこの辺の事務分掌表を見ながらですね、地域包括支援センターに本当は保健師さんを集中すべきではないかな、という気がしておるんですね。そういった状況がないからこそ、3課の連携というのがなかなか密にならないし、さらには支所を含めたですね、体制というのを一度は見直して、支所から保健師を引き上げてきたという状況ではありますけども、やはりこれから特に、療養介護の制度が変わりますよね、国の。そうすると社会的に入院の方が病院から排除されていくんですね。そうすれば当然、在宅介護という皆さんが増えてくる。そういった方々をやっぱり支援するというのは、そういった包括的に対応できる制度というのがないと、なかなか難しいんじゃないかという気がしておるんですね。特に認定を受けた高齢者あたりも、認定は受けたけど、その制度を使わないという皆さんもいらっしゃるんですね、実際には。そういった方は、じゃあ誰が接触

するかというと、かなり状態が悪くなった状況の中で、民生委員さんあたりがこれはいけませんよ、ということをして市のそういう担当者につないでくると、そういう状況が生まれてきておるんですね。そういったときに誰がかかわるんかという、そういった担当者の明確化も今の状況では、なかなか難しいんじゃないかという気がするんですね。ですからそういった組織体制、10月に見直しをされるということですし、今回、第2庁舎の中に文化福祉保健センターの中に、地域包括支援センターを置かれますけども、やはりこれが本当にこのままでいいのかどうかというのを、またさらにこういった状況を見てですね、私は非常に不安に思うんですね。そこらを今後、いろいろ検討されておると思いますんで、既に決まったことだからというふうな議論は当然ありますけども、実態に合う本当に市民に対するサービスができる体制というのは、どういうものなのかということをしてですね、もう一度、現場も含めてですね、市民の声をしっかり吸い上げられる体制の中で、検討いただく、そういったことが必要ではないかなということで、再度、そういった点でのお考えをお伺いをしたいと思います。

3点目の食育のことですが、これも保健福祉とも深くかかわりはあるわけですが、特に教育長の答弁の中でありましたように、3点の視点でですね、今回の答申、検討会議の報告書が出ておりますけども、1番2番は当然のことだというふうに思うんですね。3番がやはりこの中にどう組み込んで、本当に食育とは何か、教育との関係は何か、ということをしっかり考えていくという、ハード整備あるいは機能整備をするべきじゃないかなという、だから、この点をもう少しですね、深く聞きたいという思いで質問しておったんですけども、この給食を通じてですね、食育をどうするのか。例えば、事例を申し上げますと、文科省に直接担当者に資料を送っていただきましたけども、文科省の学校健康教育課の学校給食係なんですね、ここにいろいろ文科省の今の方針は何ですか、というふうに聞きましたが、やはり今は食の指導とか学校給食の管理をする栄養教諭制度、こういったものを17年度から配置をするという形になっておるんですね。そこらを通じて、食育というものを18年の3月に制定された、食育推進基本計画の中で今の栄養教諭のことも入っておりますし、いわゆる地産地消、地場産物の活用というのもうたっておるんですね。この辺を食育の中に生かしていくという。事例としては、兵庫県の三田市とか四国の高知県の南国市ですね、そこらあたりが事例としては、一番進んでおる地域ですよ。というふうな紹介をしていただきまして、いろいろ中身の資料も精査をしましたが、特に最近、やはりかどうかわかりませんが、給食も自校式というのはなかなか難しいという話は私もあるんですが、それがセンター方式1カ所がいいのかどうかというのは、またいろいろ議論されるんでしょうけども、少なくとも安芸高田市は米どころでありますから、おいしい米を食べるといのはちよっ



と努力をすればできることなんでね、南国市あたりが進めておるのが、各教室で電気炊飯器を持ち込んでですね、昼前にちょうど炊き上がるようにして、その湯気が出るのを感じながら、昔でいえば給食のおばちゃんが給食をつくってくれて、いいにおいがしだしたから、あ一昼飯で。というふうなそういう食欲をそそりながらですね、勉強が手につかんじゃ、いけませんけども、そういった状況の中で勉強をした覚えもあるんですね。少なくともそういう、ご飯が炊ける状況を体で感じながらですね、次の給食を待つ。そのことによって給食を残す率というのは、本当に93%とか5%とかそのぐらいまで高まったというんですね。さらにはそういった米をとぐところから、それぞれ当番制で、朝誰かがといて今日あんたが米を炊くんで、ということをするれば、大人になって洗剤で米を洗うというようなこともないでしょうし、そういったことも、細かいことでしょうけども、一つの食育であり教育であるんじゃないかというふうな気がしますんで、そこら辺をぜひともですね、今後のそういう検討される中に反映させていただき、そういった検討をしていただきたいというふうな思いを持っておりますが、その辺についてのお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○松浦議長

以上の再質問に答弁を求めます。

まず市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

安芸高田には1,000ヘクタールの生産調整がある中で、600ヘクタールが保全管理等になっておるということで、これをどのように利用していくかというのは、やはり保全管理というのは農地を荒らさずに管理することじゃあるんですが、物を植えんということでもありますので、そのことは今後有利な作物をそこへどのように導入するかということも、農業としては大切なことであろうと思います。したがって議員ご指摘のとおり、この秋田県の小坂町で菜の花をつくれれば、反当52,000円になるというのは、これは農家にとって大変な魅力であろうと思います。結局転作以外に約26,000円の補助金がどこから出ておると、こういうことであろうと思いますのでやはり、小坂町の意気込みが感じられるような気がするわけでありまして、ここらは今後、新しい農業政策をどうするかという中でですね、我々も検討をしていく必要があるとこのように考えておりまして、担当部長もし新しい情報でもあれば、また後ほど回答させていただきますが、どうも新しい情報はないようでございますので、これぐらいの回答にさせていただきたいというふうに思います。

それから保健福祉政策についての、いわゆる地域包括センターのあり方というのはですね、私もこれが一番今後の鍵になるというような考えがしてならんのです。しかし、いろいろな情報を取ってみるとですね、なかなかこれを成果に出すというのは大変なことだというのが、意見があるわけです。そのことは今何十年いうて保健師がいろいろな活動をしてきたと、しかし本当に保健師の活動によって医療費が下が

ったかというような、目に見えたものがなかなか見えてこないということなんで、これを徹底してやるというのは、大変な努力がいるというように思いますし、やはり一番いいのは、病院がその地域の病院が中心になって取り組む。先進的な診療所あたりが、やはりその実績を上げておるわけでありましたが、もうこれは昔話になりますが、長野県の農協の佐久病院の院長がですね、これは若月とかいう院長ですが、もう亡くなったんじゃないかと思いますが、これがもう何十年かけてその地域でですね、健康づくりをやってきたと、それは実績として出てきたわけでありまして。やっぱり医者さんと結ばんとなかなかこれが上手くいかないという、最終的にはですね。ということなんで、ご指摘のその保健師を一カ所に集中してですね、そういう新しい仕事に携わるといのも一つの、これは新しい分野の仕事であろうとこのように思いまして、保健師の活動は今までも一生懸命やってきましたし、成果も一定の成果が上がってきておりますが、やはり10人20人の人のところに行って血圧を測ったりですね、そういうような活動から、どこで脱却するかというのが今からの保健師のあり方であろうと、このように私は思いますんで、ご指摘のやはり保健師を集中的に力を、力をこれは持っ取りますんで、もう何十年という経験を持ったのもおりますんで、その力をフルに活用できるような、どういう組織をつくっていくかというのが、この包括支援センターの一つの生かし方ではなかろうかと、このように私は思うわけでございますが、今後、今からこれらの組織づくりをやっていくわけでございますが、その他で十分考えていきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは先ほどの再質問にお答えをしたいと思います。

食育とは何か、教育でどんなことを進めていこうとしておるか、ということについてのご質問でございます。

確かにハード面も必要でございますが、食べて育った子どもがどのようになるのかということが、最終的な目的になるということは当然でございますが、今後の食育ということについては、国の方も栄養教諭というのを、それぞれ配置ができるようにということで、学校教育法28条の中に、栄養教諭の職務を書いておりますが、児童の栄養の指導等及び管理をつかさどることが、栄養教諭の職務になっております。

本県に配置されました栄養教諭は今年が初めてでございますが、県内で現在のところ10名でございます。そのうちの3名は広島市に配置されておまして、後はですね、現在のところは規模の大きい学校の方へ配置をすると、そこをモデルにしながら広げていくということにしております。

さて、本市におきます具体的な栄養指導という、栄養指導というの

は食育ということでございますが、先ほど南国市の紹介が話ございました。その学校はですね、小中学校あわせまして13校、【小学校で13校、教育長よりP231で訂正有】そして110学級で当初は幼稚園も2園ありました。それで平成16年度が小中学校で13校で146学級、幼稚園が4クラスということでございます。それじゃあ炊飯器をですね、教室へ据えまして現在は264台、17人に一人の割合で炊飯器を据えて、そこでですね、先ほど熊高議員の方から説明がありましたような、子どもたちの活動を通しながら、自分たちでご飯を炊いて食べるという方式をとって、目的は何かといいますと、賢く食べる、そして心で食べる、体で食べるということで、食生活の習慣とか、あるいは感謝の心とか、あるいは栄養の意味とか、栄養の三大栄養素等についての意味とかいうようなことについても、小学校の段階できちんと身につけていこうということでございます。その他にも愛知県に寺津の小中学校というところが、やはり食育に取り組んでおりますし、それから京丹後の大宮小学校というところも食育ということで取り組んでおりますが、私が見た限りでは、四国高知県の南国市が、一番進んでおるんじゃないかな、という思いを見させてもらいました。その他の学校は総合的な学習の時間にじゃがいもをつくったり、たまねぎをつくったりそういうものをつくって食材にして、それを食べるということで感謝をするとかですね、食べることの意味とか生き物を殺して食べるわけですから、そのことの意味とかいうことを学んでおりますが、先ほど言いました南国市の場合にはそうではございません。みずからご飯をご飯だけでありますけども、炊いてそれを食べるという中でですね、食ということについて、徹底を図っていくということでございます。すばらしい取り組みだろうと思います。私も学校給食の施設をつくるだけではなしにですね、そのことは当然考えていきたいとも思いますし、この検討会議の中で、広島県を代表する栄養士さんがおられるわけですが、その方にも入ってもらってですね、そういう観点での検討もしていただきました。ぜひとも新しい施設ができたときにはですね、そういうことは、中心に置きながら進めてまいりたいとこのように思っております。ただ施設につきましてはですね、1カ所にするか2カ所にするかということがございますけども、やはり費用対効果ということも考えていかななくてはなりませんし、アグリという施設も安芸高田市内にできておるということもございますので、それらをですね、総合的に検討したり先ほど言いましたように、中学校ということも念頭に置きながらですね、検討を深めていきたいと思っております。

食育の必要性そのものについては、今年度より教育参事に永井がまいりましたので、永井参事の方から学校におきます、食育の必要性についての思っておることの一たんをこの後述べてもらいたいとこのように思っております。

以上です。

○永井参事

議長。

○松浦議長

答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井参事

はい。熊高議員のご質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほど教育長の方からありましたように、議会も初めてでありますし、この場で答弁をさせていただくのもデビュー戦であります。緊張しておりますが、3月までの学校現場の経験等も交えながら、答弁をさせていただければというふうに考えております。

熊高議員ご指摘のように、今日子どもたちの食生活を初め、生活全体をめぐる環境というものは大きく変化をしまして、それに伴う問題行動等も、ご存知のように各方面から指摘をされているところでございます。そういった中で、食に関しまして申しますと、これまたご指摘のように食生活というのは子どもに限らず、私たちが生きていく上の基礎基本というべき中身でございます。しかしながら、食というのは基本的には家庭が責任を持って、子どもに教えていくべき中身だろうというふうに思っておるわけですが、今日の社会の変化に伴って必ずしも各家庭において、その生きる上の基本であるべき食生活というものが、子どもたちにきちんと指導できないという、極めて憂慮すべき状況も起っておるわけですが、そういった中で、今回のような法の制定がなされたというふうに認識をしております。

議員ご指摘のように、具体的に現在の市内の学校現場における食指導の状況で申しますと、まず地産地消ということにかかわりましては、例えば米の場合は、現在広島県学校給食会というのがございまして、米についてはそちらの方から購入しておりますが、米そのものは旧町でいいましたら、高宮でいいましたら高宮で生産されたお米、あるいは八千代でいいましたら、八千代で生産されたお米を入れていただくということになっております。あわせて栄養士の個人的な努力によるところが大きいわけですが、他の野菜等につきましても、栄養士それぞれの創意工夫努力の中で、地域で生産された野菜、あるいは果物等を食べられるという努力をしていただいております。ただいづれにしても、先ほど申しましたように、個々の栄養士の努力によるところが、現在大きいという課題がございまして、今後これをいかにシステマ的なところまで構築していくかということが、教育委員会に課せられた課題であるというふうに考えておるところです。

それから食の重要性につきましても、先ほども少し触れさせていただきましたが、今回の答申を見ましても、特に中学生の生徒を持つ保護者の90%以上が、学校給食を希望しておる。データのものは持っておりませんが、やはりこの安芸高田市内の特性からしまして、兼業農家あるいは共働き家庭ということの中で、子どものことを気にしながらも十分な食生活までの気配りといえますか、余裕がないという

ような中で、90%を越える中学校における完全給食というの、要望されてきてるのではないかと考えてみます。

そのことから考えましたらやはり議員ご指摘のように、今後中学校においても専門の職員の配置による計画的な食生活、それに伴う食生活の重要性というものをですね、小さいときから児童生徒に指導していくということが、冒頭お話されました、この安芸高田市を担っていく子どもたちに生きることの基本であります、食育というものを指導していくということに、欠かせないことになろうというふうに考えておりますので、そのあたりにつきましても、今後さらに教育委員会としても現場の声を聞きながら、あるいは市長部局の方との連携も強化していきながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

この際15時20分まで、10分間ほど休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

再々質問ありますか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

それでは最後の質問ですので、できるだけ明快にお答えをいただきたいというように思いますが、菜の花の関係はですね、新しい情報はないということなんで、これ以上は聞きませんが、我々は5月に行ってますんで、一番最新の現地へ行って取った情報ですから、そんなに簡単にとってもらっちゃ困るんで、しっかり後ほど研究をしてもらってですね、本当にいい制度であれば、安芸高田市にぜひとも取り入れていただいて、農家を含めて経済の活性化につながるような、そういった菜の花に限らずですね、秋田議員も言われたようなこともありますし、杉原議員も言われたようなこともありますんで、広い視点でやはり農家所得の向上というのを、一つ検討いただきたいというように、これはそういう要望をしておきます。

それから保健師を中心とした地域包括支援センターをというように話をしましたが、市長さんこの事務分掌をですね、見ただけで現場のその保健師さんあたりとか、現場行って私も直接話をしとりませんし、なかなか現場に行って話をするとですね、議会のスパイが来たんかということで、なかなか職員の皆さんはね話づらと思うんで、私もなかなかそういった実態はつかんでおらんので、その実態とかけ離れた話しておるんかという分はあるかもわかりませんので、そこらがありましたらですね、いやそれは違うんだよと、こういう実態だよというふうな話をしていただきたいんですが、この事務分掌表の福祉保健医

療課の部分を見ますと、それぞれ6町の担当の保健師さんが、一応何々地区担当という形にあるんですが、その上にはそれぞれの事務的なその事務があるんですね、そういったところで、本当に地域の市民の皆さんと密着をした保健師活動がですね、できていくんだろうかなという気がするんですね、だからその辺が、今まで高宮という小さい町の時代のそういう保健師活動、そういったものを見ておりましたんで、その高宮の時代でもその昔の時代とは、かなり事務が非常に煩雑になってきてますんでね、そっちの方に手を取られて、市民との接点がなくなっていったらというのは、高宮時代からもそういう傾向は多少はあったんですが、さらにそれがその顕著になってきているというのは、私はイメージを持っておるんですね。担当の課長さんあたりの考え方も非常に色濃く、逆に言ったら反映をしとるんかなあと、何々方式というのは何々町方式というのは、そういった縦割りのやり方というんですかね、そういったものも多少はあるんかなという、厳しい言い方をすればですね、視点が我々から見たらありますんで、そこらは実態を非常によくつかんでいただいでですね、検討いただきたいと。

先ほど地域包括センターの将来のあり方という点で言いましたが、これは部長さん専門的にいろいろ見解があろうと思えますんで、お答えをいただきたいと思いますが、今はその高齢者の介護という事業が、非常にまだまだ揺れ動いとるような状況の中ですから、高齢者に対するそういったものが中心ということですが、でもそれだけじゃあ、市民の健康福祉というのは、当然かかわっていけん時代はすぐ来るんだと思いますし、むしろ冒頭で言いましたように、国の縦の流れ、県の縦の流れ、市の流れというのが縦じゃあですね、市民はやはりどこにどういうふうに、その自分らの不安を求めて行っていいかというのがわからんと思うんですね。だから安芸高田市の3万3千余りの小さな町であったら、やはり少なくとも一つのところに行けば、すべてが包括していろいろな相談ができる、支援がしてもらえるんだというような窓口をつくるための、地域包括センターに行くべきじゃないかなという気がしますし、国がたとえそうでなかったとしても、私は安芸高田市として独自にですね、そのぐらいの方向性を打ち出していく、その方が本当の市民サービスにつながるというふうな気がしますんで、ぜひともその辺のご見解を、再度聞きたいということをお願いをします。

さらには健康あきたかた21の中もですね、部長ともいろいろ話はしておりますけども、目標数値等もかなり県、国が見直して、当初の数値よりか随分修正をして甘くなっておるようですが、その数値に沿って安芸高田市も、ある程度そういった数値を上げてきておるようですが、そこらの数値目標をですね、どのようにこう具体化していくのかというのが、今後検討されるんだというふうに思いますが、あの武岡保健医療課長とも話をしたんですが、例えば今、安芸高田市の医療

費が県の平均より上なんです。だからその医療費の県平均まで落とすと、5億か6億ぐらい削減できるというんですね、それだけで。そういった数値目標をやはり挙げていただいて、皆さんが私も含めて何とかシンドロームですけども、そういったものを皆さんが努力して、5億円のお金が浮くんですよ。そのお金が浮いたらそれこそ今度給食の方にですね、子どもたちに回していくんですよ。先ほど教育長費用対効果と言われましたけども、教育については費用対効果は、余り考えんのだというような議論も以前にあったように思いますけども、皮肉を言うてもしょうがないですが、そういった観点ですね。やはり市民がわかりやすい形で、医療費の削減部分を次世代に担う教育に回すんだとか、そういったことをはっきりすれば、入本議員も言われておったようなそういった視点でですね、市民も理解が深まっていくのではないかとそういうふうな気がしますんで、ぜひともその辺のところを数値目標をとというのは、そういった観点でやっぱり示してほしいと、だから健康あきたかた21でその辺をどのように求めて、今後経過をつくっていくのかというところを改めてお聞きをしておきます。

それと先ほども言いましたけども、要介護認定を受けてもサービスは受けんという人がですね、やはりだんだんに増えてくるんですね。この対応をですね、どのように考えていかれるのか、そういったところからすると、やはり保健師さんの活動あるいは支所に配置するとか、そういったところも含めてですね、かなりきめ細かい対応が、市民との接点が求められるような組織体制が必要じゃないかということで、改めて先ほどの延長線での、その組織のあり方ということをお聞きするんで、そこら辺を安芸高田市独自の方向を示すことができないかどうか、再度お聞きします。

最後に給食の関係ですが、いろいろと現場の状況もですね、永井参事から聞かせていただきましたんで、もっともっと具体的な取り組み、実態というのでも聞きたいんですが、これは委員会ではないんで、また委員会で、そこらはしっかり議論していただきたいというふうに思いますが、お聞きしたいのはこれをこれから検討されるんですが、こういった検討の仕方をしていくのかというのが1点。

市民も含めてですね、こういった皆さんで検討を具体的にしていくのか、そして、長期計画の中で、何年ぐらいに財政計画も含めてですね、やっていくんか。それには子どもの児童数、そういったものの推移との関係も当然あると思いますんで、いや10年先にこれ改修したけど、子どもはおらんようになったというんじゃないか、そういう町にするようにしないために我々も議論をしとるんですが、そういったその流れの中でですね、こういった計画の中で、いつ頃こういった子どもの数の想定でやるんですと、いうところの状況を当然考えておられると思いますんで、そこら辺について最後にお伺いをして終わります。

○松 浦 議 長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

まず保健師との関係であります。福祉保健部の3課の連携というご質問をいただきました。具体的に基本的には、このたび市民の皆さんのそれぞれの考えをいただきまして、健康あきたかた21を完成したところでありまして、みんながいきいき笑顔で助け合える町という、一つの基本目標を掲げております。問題は保健師との絡みと、保健医療課また包括支援センターとしての一つの連携の持ち方という形、また社会福祉課の連携の持ち方という形、福祉サービスといたしまして、いろいろ妊婦から高齢者の方々へそれぞれの福祉サービスという、健康面からいろいろ保健師が携わるとるわけでありまして、精神保健から身体保健、身体の一つの健康増進、また維持、保持という形を持っております。包括支援センターはご承知のように昨年、18年度ですね、介護保険制度の改正がございまして、要支援、支援1からを再分割して、要支援1、2という一つの要望という一つの形をとらえてまいりました。その中でその包括支援センターという、一つの位置づけをされてきたところでありまして、

本市におきましても第1分庁舎の方に包括支援センターという形で、設置をしております。その地域の高齢者の方々の住民がいろいろこの介護サービスからその要望というものを重視して、携わってまいって高齢者の健康相談またいろんな虐待問題、それぞれの事業所へのケアマネージャー等の指導等、大きなこの包括支援センターは役割を持っておるわけでありまして。将来的な考えを申しますと、そういったところにも保健師が2名おりますが、サービスの方にですね、今ケアプランの作成という形で1名を設けまして、今現在包括支援センターの方は、保健師が1名またケアマネージャー1名、社会福祉士が1名また職員が1名、4名の対応でさせていただいておるところであります。そういった高齢者の一つの対応、介護予防という一つのセンターの役割また保健医療課としては、この健康21の基になります、健康づくり等の大きな一つのかかわりを持ってまいります。当然社会福祉課の方にも、母子支援とか障害者支援と精神保健等の対応も保健師が携わっております。そこらの保健師がかかわっておるということでありまして、将来的な一つの国の方もある程度言葉の包括という言葉が、介護保険法の包括ということもあります。今はやっとりましますけども、市としての全体的な総括的な一つの保健室的な対応の仕方、ゼロ歳児から高齢者の方々が、そこに行けば保健のこともすべては、窓口で賄えるという形は将来的には必要かなというふうな気はいたします。

2点目の認定者がその要支援1から介護のその認定を受けたと、サービスを受けないという一つのとらえ方でありまして、どういった形でサービスを受けられないのか、事業所がその一つのいっぱいであるためにできないのか、それかいろいろな状況があると思います。家



庭的な状況で受けられないとか、そこらをですね、いろいろ調査をいたしまして、そこらの対応の仕方もまたそれぞれあると思いますので、そこらをまた今後研究をさせていただきます。

それと医療の関係ですが、平成17年度の国保医療の環境を見ますと、県の平均が38万6,391円という平均額となっております。本市におきましては、44万8,757円でありまして、県の平均よりも6万2,000程度高額であるということでもあります。大体被保険者が1万4,000名でありますので、この6万2,000円を県の平均並みに落としますと、大体8億程度のこの医療費が下がっていくという形を示した数字だろうと思っております。この健康あきたかた21の推進も策定委員さんの30名を継続的に推進、今後のこの進め方推進をしていただき、また先ほどご質問にもありました10名程度ですね、さらに加えて、一般応募者からのこの健康に携わる方々のご意見を拝聴するという形で、約40名程度のこの推進委員会との結成、来月の上旬ぐらいには結成をして、この推進のあり方等の検討をしていただきたいとこのように考えております。

先日でしたか申しましたけども、この医療費国保関係につきましても、大体受診率が大体6割以上が、この生活習慣病であるとお答えしたように思います。医療費につきましても大体50%、これが生活習慣病の一つの治療でかかっております。粗計算でありますけども、大体この40歳から74歳の方々に医療費がですね、一般また退職者を含めまして、2億4,700万程度のこの医療費がかかっております。そのうち生活習慣病といたしましては、1億2,800万程度、これが生活習慣病であります。その中で一番最も高いのが糖尿病という形であります。これが5,000万程度かかっているというような形で、今からのまた委員会等でもご議論いただきたいと思いますけども、被保険者の方々にですね、やっぱり生活習慣病は自分で予防できるということをまず、一つは認識を持っていただく、当然市民の方々にもそうありますし、この健康あきたかた21の一つの策定のそういった意味もございます。やっぱり皆さん年を追われてですね、元気で過ごしていただく、当然医療費にも跳ね返ってくるというわけでございますので、そういった意味も医療費と、その健康21のその生活習慣病のこれとも、それともあわせて推進をしてまいりたいと、このたびに今月からですか総合健診が始まっておりますけども、ある程度そういった意味でも、そのグレーゾーンのものをですね、抽出いたしまして、先ほどちょっと触れられましたけども、今年度は160名程度ですね、この予備軍といいますか、そういった方々の選出しまして、ある程度6カ月程度ぐらいの指導をしてまいってですね、来る20年度以降の、この特定健診に対応してまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

引き続き教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

今年度の方向性ということでございますが、基本的には報告書に基づきまして、教育委員会で先ほど答弁いたしました、初めの2点についてのある程度の方向性を出していきたいと、そしてこの報告書にもありますが、一応3,000食ということ想定しながら、平成22年に供用開始というふうになっておりますので、財政当局とも協議をしながらですね、そういう方向での検討を進めてまいりたいというような希望を持っております。

検討するに当たりましてはですね、机上で、この場でおって検討するわけにはいきませんので、たちまち今年の5月の14日には教育委員全員がですね、庄原市とそれから府中市が、今年から共同調理場としてスタートしておりますので、その様子についても、共通認識をするために行ってまいりました。ただ教育委員さんの中にはいろんな考え方が、多方面な考え方を持っていておられますので、それらを総合しまして結論を出していきたいと、このように考えておりますし、場合によりましては、保護者の方の代表者の意見も聞きながら、進めなくてはならないと思っておりますが、基本的にですね、アンケート調査でもお話をいたしましたように、中学校の給食については、大多数の方が進めてもらいたいという気持ちを持っておられるんです。ただそれだけではですね、本当にいいんだろうかということも、反省をしなければいけないということもございますので、意見も聞かせてもらいながら結論を出して行く。そして途中では、ある程度まとまりましたらですね、文教厚生委員会の方へも報告をさせてもらいたいと、このように思っております。

なお、先ほど私、南国の市の取り組みについて、小中学校で13校と申し上げましたが、あれは小学校だけで13校でございました。間違いでしたので訂正をさせていただきます。【P224で訂正】

以上でございます。

○松浦議長

これをもって答弁を終わります。

以上で熊高昌三君の質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終了いたします。

これをもって、本日の日程を終了いたし散会いたします。

議事の都合により、明日15日から25日までを休会といたし、次回は、26日午前10時に再開いたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員